

目次

H -CV-1st-1★訴状20190314.....	2
H -CV-1st-2★釈明書20190520.....	8
H -CV-1st-3★準備書面①20190711.....	15
H -CV-1st-4★準備書面②20190716.....	18
H -CV-1st-5★準備書面③20190813.....	21
H -CV-1st-6★準備書面④20191015.....	26
H -CV-1st-7★準備書面⑤20191113.....	30
H -CV-1st-8★証拠20190314.....	31
H -CV-1st-9★証拠追加20191015.....	33
H -CV-1st-10★証拠追加20191113.....	34
H -CV-1st-11★乙1号証.....	35
H -CV-1st-12★甲2号証.....	50
H -CV-1st-13★甲3号証.....	51
H -CV-1st-14★甲6号証-反証書.....	70
H -CV-1st-15★甲7号証-反証書.....	74
H -CV-1st-16★甲8号証.....	78

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状 H

原告

住所 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

所在地 〒379-1313 群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425

氏名 利根沼田農業共同組合みなかみ集荷所 トミザワ所長

所在地 〒135-0061 東京都江東区豊洲 6 丁目 3 番 1 号 東京都中央卸売市場豊洲市場

氏名 東京シティ青果株式会社(被疑者および人数不詳)

所在地 〒370-0034 群馬県高崎市下大類町 1258 高崎市総合地方卸売市場中央棟 2F

氏名 ぐんま県央青果株式会社(被疑者および人数不詳)

所在地 〒143-0001 東京都大田区東海 3-2-1

氏名 東一青果株式会社(被疑者および人数不詳)

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

第 1 請求の趣旨

1 被告らは原告に対し 10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、被告らが包囲網として加害したことは明らかであり、摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

2 訴訟費用は被告らの負担とする

第 2 請求の原因

被告らは後述の通り共謀して私の出荷物を差別化し、青果市場においてそれに安値を突き付ける形の価格操作を繰り返して経済生活を脅かし、また、証拠隠滅などにより互いに犯行を隠蔽し、もって価格の異常性を演出して包囲網の威力を示すことにより私の生命と財産と名譽に対する脅迫を行いました。

なお、本件を訴えた沼田署も、著しく不合理に事実を否定し、これを隠蔽しました。

被告らの行動は共謀による村八分による非人間扱いの実行であり、著しく不合理で恣意的であり、信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、人格権や財産権(憲法 29 条)の侵害であり、不法行為です。

人格権の侵害とは、一個の人間として認められる権利(憲法 13 条)や生命に対する権利(憲法

13 条、自由権規約 6 条)や平等権(憲法 14 条)などです。

また、これらの不法行為によって著しい恐怖と屈辱を受けました。

よって民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任もしくは民法 719 条の共同不法行為責任に基き、被告らに対して慰謝料を請求します。

もし、いずれも適用可能であれば後者を適用願います。

また、もし被告らの関連共同性が認められない場合は、各人均等とします。

第 3 時系列的事実経過

①東京シティ青果は、20160724～20160825 の丸一ヶ月以上に亘って当地出荷分のズッキーニの落札価格を 400 円に固定しました(甲 1)。

②20160727 分ズッキーニの出荷においてトミザワは私の M サイズ 91 箱だけを差別化し、ぐんま県央市場に出すとともに、他の二軒の出荷者分を東京シティ市場に出しました。

③翌日 20160728 には、ぐんま県央の私の出荷分には 200 円と 300 円、一方で東京シティの他の二家分には 400 円と、およそ倍ちかくの価格差がつきました(甲 2)。

④東京シティ青果は、私が農協宛「協力依頼」を提出した直後の 20160830 頃から同社ホームページでのズッキーニの実勢価格の表示を中止しました。

⑤20170629 午後 月夜野集荷所においてトミザワは、私が前年から再三、コピーの交付を要請していた 2016/7/27 分の集荷所メモを「廃棄してしまった」と答えました。

⑥20170630 トミザワから「シティがグリーンストスカは色が濃緑ではなく薄いので人気が無くて売れないから今後は受けられないと言つて來た。お宅のはグリーンストスカだよね?」との通告がありました。

⑦2017 年 7・8 月の以下の日において被告らは、「私の出荷分だけを差別化し、それに低価格を突き付ける」という形の価格操作を毎日のように繰り返しました(甲 3)。

なおこの時は差別化の口実として私のズッキーニの色を持ち出しました。

20170703 にはシティの 437 円に対して、県央の私の分には 200 円と半値以下

20170707 にはシティの 566 円に対して、県央の私の分には 200 円と半値以下

20170710 にはシティの 600 円に対して、県央の私の分には 150 円と、ちょうど四分の一、県央イエローは 300 円

20170714 にはシティの 322 円に対して、東一の私の分には 100 円

20170717 にはシティの 272 円に対して、県央の私の分には 100 円、東一の私の分には 50 円と五分の一以下、県央のイエローには 200 円、つまり私の薄緑よりも、黄色の方が何倍も高かったということです。

20170718 にはシティの 201 円に対して、県央の私の分には 50 円

20170719 にはシティの 243 円に対して、県央の私の分には 100 円

20170723 にはシティの 325 円に対して、県央の私の分には 150 円

20170731 にはシティの 500 円に対して、県央の私の分には 200 円

20170801 にはシティの 665 円に対して、県央の私の分には 200 円

20170803 にはシティの 640 円に対して、県央の私の分には 200 円

20170811 にはシティの 500 円に対して、県央の私の分には 200 円

20170817 にはシティの 600 円に対して、県央の私の分には 150 円と、ちょうど四分の一

⑧2017/07/04 に同集荷所においてトミザワは、廃棄してしまったメモに代わる「青果市況明細表」の fax を私に手交しましたが不鮮明で読めませんでした。

私は止む無く昭和村の農協のセンターへ出向いて原紙を入手しました。

第 4 不法行為

このような行動、特に価格操作が著しく不合理で露骨に不審であることは自明のはずであり、そこに不当性を演出して威力を示そうとする無言の脅迫の意図がはっきりと現れています。

1 東京シティ青果が 20160724～20160825 に 400 円への価格固定操作を行ったこと (時系列①、甲 1)

(説明) 以下の観点から、不法行為 2 以下へと繋がる予兆行為であったと思われます。

A 価格決定の前提条件は日々異なること

B 例年相場が激変する時期であること (特に 8 月下旬)

C 20160728 の東京シティ青果ホームページの実勢価格と何倍も乖離していたこと

ズッキーニの当地の価格 400 円に対し、同社の実勢価格は 1080 円と表示されていました。

D 過去三年間で 3 日以上同じ価格が続いたことはなかったこと

なお、これ以前にも予兆的な不審な価格現象が有りました (甲 4)。

2 20160727 分において、農協が私の出荷分と他の二軒分を差別化し、そのうえで東京シティとぐんま県央が共謀して価格操作を行ったこと (時系列②、③、甲 2)

翌日 20160728 には、ぐんま県央では 200 円と 300 円、東京シティでは 400 円と、同じズッキーニなのに倍近くの価格差が付きました。

(説明) 農協という機関の性質上は出荷者個人を識別する必要性が無いことから見て極めて不審な出し方であり、後続の価格操作の為の予備行為であったと推定されます。

これについてトミザワは、私の出荷分の品質に問題があったと後講釈 (アリバイ工作) を試みているようですが、この時点までに、トミザワからズッキーニの品質について何か注意や指導を受けた実績は有りません (その後も有りません)。

3 2017 年 7・8 月の既述の日において被告らが共謀して私の出荷分を差別化し、それに対して不当に安い価格操作を行ったこと (時系列⑥、⑦、甲 3)

(説明) これらの数字は 2kg 分の相場であり M サイズならズッキーニ 10 本分の相場です。20170718 のように相場が 50 円ということはズッキーニが一本 5 円ということであり、箱代が 53 円かかりますから無条件の赤字です。

調べるまでもなく、こんな数字は過去に例があるはずもありません。

なお、近隣のベイシアではほぼ當時一本 100 円以上でした。

4 農協とシティが証拠を隠滅したこと (時系列④、⑤、⑧、甲 4)

(1) 農協が 7/27 集荷所メモを破棄したこと

(説明) 20160830 利根沼田農協宛「協力依頼」には「集荷所メモを確保願います。特に 7/27 分は重要・・・」と 2 頁に明記していますし、その後口頭でも何度も要求していたこと、また 20170116 利根沼田農協宛「協力依頼」(甲 4)には「・・・別添の出荷所メモをご覧下さい。」と 4 頁に書いてあり、いずれ該当メモが必要になることは明らかですから、故意の破棄と思われます。

(2) 東京シティ青果が、20160830 頃から同社ホームページでのズッキーニの実勢価格の表示を中止したこと

(説明) 私が農協宛「協力依頼」で指摘した直後であり、農協との共謀が推測されます。

★価格操作の方法の推定

具体的な価格操作の手法としては、まず当地のズッキーニ全体の相場水準を下げ、差別化した私の分には更に低価格を突き付ける、という二重の価格操作を行なっていたと思われます。まず現在行われている「相対」と呼ばれる価格決定の仕組みの前提として、農協は各市場に包括委託しており、各市場の下には多数の仲卸が存在します。

農協・梅沢氏によれば、仲卸同士が競合することはままあるとのことです。

既述の価格推移から見て、「私の出荷物に対しては常に不當に安く買い叩こうという市場参加者同士の共謀」つまり入札談合が存在していたことが極めて強く推定されます。

また、後発的に不当(超過)利得の分け前に関する別の談合も存在する可能性があります。

第 5 価格操作の蓋然性(不当性の焦点)

(説明)

既述の通りの価格であり、いずれも実勢相場との比較や私の参入前後の時系列比較などデータの比較検証によって統計的に確定できると思います(統計的に明らかに有意です)。

(1) 絶対水準として明らかに異常な価格水準です(不法行為 3)

一箱 50 円というのは数字として極めて異常な価格水準です。

同時に、ありえないような極端な一物二価であり、どちらも市場機能として異常です。

最終的には公正取引委員会なり専門家の判断を仰ぐ必要が有ると思いますが、その判断を待つまでもなく、一般人の感覚として露骨に異常な価格だということです。

その理由は本章(1)~(4)の通りです。 私の記憶でも 300 円が過去の底値でした。

私の参入以前にはそもそも 400 円以下は無かったと推測します。

一物二価については、同じズッキーニなのに 3 倍から 4 倍もの価格差が出ており、これは国連が社会権規約第 7 条に掲げる「同一労働同一報酬」に抵触していると思われます。

これは直接的には労働条件に関する規定ですが、その趣旨を敷衍するならば、自由市場の下での生産物価格についても無制限に価格差が許容されるものではないと考えます。

☆社会権規約 第 7 条-a-i (日弁連 H.P. より) この規約の締約国は、すべての者が公正かつ良好な労働条件を享受する権利を有することを認める。この労働条件は、特に次のものを確保する労働条件とする。すべての労働者に最小限度次のもの

のを与える報酬 公正な資金及びいかなる差別もない同一価値の労働についての同一報酬。特に、女子については、同一の労働についての同一報酬とともに男子が享受する労働条件に劣らない労働条件が保障されること。

(2) 自由市場で一ヶ月以上も同じ価格が続くことはありません(不法行為 1)

(3) 私の参入(営農開始)前後の価格推移の比較では倍程度の価格差が有りました

私の参入(営農開始)以前はズッキーニは年平均 700 円前後でした。

私の営農開始は、ズッキーニとマコモダケは 2014 年から、ナスは 2017 年からです。

ズッキーニ(2kg 単位)は 2011~2013 年、マコモダケ(500g 単位)は 2010~2013 年、ナス(430g 単位)は 2015~2016 年について、農協提供のデータにより 20180126 に私がざっと見たところ、ズッキーニもマコモダケも倍以上の差があり、ナスは倍弱の差でしたが秋茄子の失速が異常に早かったので通期の出荷総額ではやはり倍以上の差だと思います。

(4) 2017 年の市況が私の三作物とも史上最低水準で推移したこと

トミザワの「なら、とことんやりますか?」との言葉を裏付ける推移を示しています。

ズッキーニは、同年 7 月一杯で出荷を諦め圃場を放棄しました。

ナスは、例年なら夏ナスより高いはずの秋ナスが同年 9 月中旬から早くも失速し以後は夏ナスよりはるかに安い価格で推移しました。

マコモダケは、2016 年は通期で平均 200 円以上で推移したのに 2017 年は 70 円スタートとなりました。(2016 年は私はたった一度しか出荷していません)

(5) 色に対するクレームは差別化の為の口実です

このトミザワからの通告(生産物の色によるシティの締出し)は、前日 20170629 に私がトミザワに問題の 20160727 集荷所メモのコピーを催促したことに対する露骨な報復であることはタイミング的に明白です。

それに私がグリーンストスカを出荷するのは今年でもう三年目であり、クレームが付くタイミングとしてたいへん不自然であり不審です。

一般論として、ある市場から締め出されたとしても、受入先の市場でそれ以上の値が付けば何も問題はありません。

それなのに、ぐんま県央または東一でも常に私の分だけが格別に安くなっているのです。

つまり受入側の市場も常に共謀していることを示しており、言わば袋叩きの状態です。

20170714 にはシティの 322 円に対し東一の私の分は 100 円となりました。

「ズッキーニがついに 100 円になっちゃったよ」とトミザワが嬉々と報告して来ました。

普段は相場の話などしないのに、相場が悪い時に限って訊ねてもいないのに報告して来ます。さすがに頭に血が昇った私が、「いずれ関係者を脅迫罪で訴えてやる」と言ったところ、トミザワは「なら、とことんやりますか?」と、通じるはずのない会話が通じてしまいました。

(6) イエローよりも安いのは矛盾です

濃緑嗜好のはずなのに、私の薄緑よりも黄色の方が倍も高かった日が 20170717 を始め、何度か有ります。 こんなでたらめな色の嗜好がありえましょうか? 露骨すぎて呆れます。

第 6 被害

経済的被害(法益侵害)

2017 年はズッキーニは約 1000 箱出荷しましたから、もし仮に平均 700 円であったなら 70 万円の売上となるべきところを実際には 20 万前後にされていますから差額の約 50 万円が価格操作による逸失利益です。

同様にマコモダケでは概算で約 10 万円、ナスでは概算で約 40 万円の逸失利益であり、2017 年は三作物合計で約 100 万円の逸失利益です。

精神的被害(法益侵害)について、私の恐怖感や孤立感は当然に深りました。

2017 年は「何もしないで遊んでいた方がました」というほどの大赤字となりました。
これが今後も続くと考えると、表現し難いへんな恐怖と絶望です。

加害と損害の因果関係

威力脅迫としか思えない行為により精神的被害を受けたという因果関係は明らかです。

第 7 犯罪性の強調(脅迫と隠蔽です)

被告らの動機は要するに全社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪がネットを介在して全世界に拡がっています。

包囲網は信じないことにより威力によって犯罪を既成事化してきました。

脅迫殺人(告訴状 A)と狙撃脅迫(告訴状 B)はいずれも私の生命への脅迫であることは明らかであり、また本事件もこの二つを起源とする派生事件の一つと思われますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

特に本件のような価格操作が自由市場において違法であるのはあまりに自明なので、そこに不当性を演出して包囲網の威力を示そうとする意図が表れています。

こうした違法性、つまり、訴えられた場合に勝ち目は無いことはあまりに自明のはずであり、一般的には選択の余地はありませんが、それらを敢えて選択し実行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、例えば不当な判決による私の敗北等、何らかのありえない特殊な状況を前提にして「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図を如実に示しています。

本件の動機

今後もこのような価格操作・価格水準が続けば、確実に生活難に陥り私の生命を脅かします。つまりその害意は「経済的にお前を殺すぞ」であり、対象は私の財産と生命だと思います。なお、下記の判例に即して表現すれば、全ての行動が社会的村八分の通告とみなせます。

判例の摘要 甲 5 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとした判例(大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

第 8 証拠方法 証拠説明書 H に記載の全て

第 9 附属書類 証拠説明書 H に記載の全書証、本訴状と証拠説明書の副本一式

以上

令和1年5月20日

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

訴状H訂正申立書兼釈明書

令和元年5月7日付貴事務連絡に対し、以下の通り釈明かた訂正申し立てます。

なお、本書の位置付けは、釈明を求められた点に絞った要約版です。

I 被告のうち、利根沼田農業共同組合を利根沼田農業協同組合に訂正します
ご指摘通りの誤植でした。申し訳ございません。

II 被告はそれぞれの団体または法人です

したがって釈明書の項番1から4については、いずれもアが回答になります。

また、それぞれの資格証明書(登記事項証明書)を提出します。

なお、東一青果株式会社は、正しくは東京青果株式会社でした。お詫びして訂正します。

(被告)

A 名称 利根沼田農業協同組合 所在地 〒378-0053群馬県沼田市東原新町1940番地1

代表理事 林康夫 群馬県沼田市原町88番地

代表理事 前原悦治 群馬県利根郡みなかみ町上津1824番地

B 名称 東京シティ青果株式会社 所在地 〒135-0061東京都江東区豊洲六丁目3番1号

代表取締役 鈴木敏行 東京都練馬区南大泉三丁目20番10号

C 名称 ぐんま県央青果株式会社 所在地 〒370-0034群馬県高崎市下大類町1258番地

代表取締役 阿久澤吉廣 群馬県高崎市江木町985番地2

D 名称 東京青果株式会社 所在地 〒143-0001東京都大田区東海三丁目2番1号

代表取締役 川田一光 東京都品川区旗の台六丁目22番32号

III 損害に関連して、「第1 請求の趣旨 1」欄を次のように訂正します

1 被告らは原告に対し、連帯して10万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、被告らが包囲網として加害したことは明らかであり、摘発されるべき包囲網の各人に請求すべき慰謝料は、一人当たり3,000万円と想定しております。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり3,000万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)について、本来被告となるべき個人が特定できないこともあり、その使用者責任に対する請求です。

IV 不当性の焦点

これらは自明(一目瞭然)のことなのですが、言葉で説明するのは容易ではありません。

★一目瞭然の価格操作であること 極め付けに不合理な価格水準(極めて高度の蓋然性)

①統計的有意性(偶然ではないこと)が極めて高いこと

価格データの偏りの程度 分散や標準偏差や相関係数など

過去の価格推移や、実勢相場、との比較 説明が付かないはず

②需給関係との比較 説明が付かないはず

要するに、包囲網の威力を示す為に露骨な市場価格操作を続けたということです。

市場価格というのは当然に数字が記録に残る世界なのに、そこで工作しようと考えること自体が狂気であり、簡単にはれますから普通はできません。

それなのに敢えて、極めて異常な数字をもって価格操作を断行しているということは、当然に特別な意図や特別な前提の存在を示唆しております。

つまり、普通は摘発されてしましますから、何らかの特殊な状況(例えば不公平な裁判、あるいは原告の殺害などによる隠蔽)を前提にしていることが必然的に推定されます。

さらに、前提となるその特殊な状況が、圧倒的な組織力を以ってしか実現できない、本来ありえない犯罪的状況であることから、威力の意図が必然的に推定されます。

つまり、訴えられれば勝ち目は無いことはあまりに自明のはずなのに、それを断行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、強大な組織力によってしか成しえない特殊な状況を前提にした「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図であることを示唆しています。

その特殊な状況の先例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを葬りました。 むろん包囲網としての威力です。

もう一つの典型は群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

通るはずのない不合理が通ってしまっているから犯罪だと言っているのです。

このように包囲網は、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽して来ました。

またしばしば本件のように、露骨な不当性(違法の自明性)によって威力を演出します。

本件では価格自体の他に、生産物の色に対する因縁も差別化の為の露骨なこじつけです。

当然に公序良俗違反です。

V 使用者責任

加害者らは職務として価格操作(入札)し、あるいは価格操作の準備に協力したのですから、その雇用主には原告への使用者責任(報償責任)が在ります。

元請と中卸しの関係、あるいは包括委託関係であっても使用者責任が在ると思います。

使用者責任(報償責任)とは、第一に不法行為に対する監督不行届きです。

第二に、職務上のクレーム(私の訴え)に対する説明責任の放棄です。

第三に、私の生産物の色に対するクレームに然るべき対応を怠ったこと(モールとしての責

令和1年5月20日

任の放棄です。

出荷基準として色についても形についても何も規定は在りませんから、根拠の無い理由による市場からの排除に対しては、農協の責任として物申すべきことが有ったはずです。

それなのに、言いなりのまま受け入れたことは責任放棄と共謀を示唆しております。

嗜好の変化という理由の蓋然性についても極めて不審ですが、少なくとも、市場からの排除には既出荷者の既得権の喪失が伴いますから、濫用防止の為にも書面で残すべきです。

また、当集荷所の出荷基準をその後も見直さなかったことは農協の過失と考えます。

★相手方の身元の不開示(個人情報は理由になりえません)

農協によるトミザワの不開示(甲7)と、トミザワによる元請先の不開示(甲6)の両方です。

私は当事者(不法行為の被害者)として、被害を訴えていましたから、既述の第二の使用者責任として被害者への説明責任が有るはずであり、直接加害者本人と接触させたくないのであれば、「本人に事実確認してからご連絡します」ということになるはずです。

まして訴訟目的と告げているのですから、開示しなければ妨害に当りますから、「個人情報だから開示できない」、あるいは「訴訟になるなら答えるまでもない」などと無視することは到底できないはずなので、私限りの差別的取扱(非人間扱)であると断言します。

★訴えた極めて高度の故意の蓋然性を無視し、手続を妨害していること

それよりも、私の訴えを否定する根拠をこれまで一度も示さないまま無視していることは、いずれにせよ加害者本人との共謀であり隠蔽です。

また、訴えた事件性を無視したまま正当性を主張しても論理法則違反・信義則違反です。

つまり、使用者責任以前の問題でもあり、典型的な「それはさて置き方式」です。

事件性の無視(隠蔽)によって当事者適格を否認しています。

このように、根拠の無い相手方の身元の不開示は、公序や信義則への違反であり、自決権や手続を受ける権利や平等権の侵害であり、手続(告訴や民訴)の妨害であり、不法行為です。

VI 不法行為の訂正

既述のIからIIIを織り込み、見直し、不法行為5を追加して、以下のように訂正します。

なお、無言の脅迫の意図というのは、元々その性質上、個々の事実から直接的に読み取れるものではありませんので、全体の態様として総合的にご判断ください。

1 20160724から20160825の間、被告Bがズッキーニの価格を400円に固定し、包囲網の威力を示したこと

2 20160727出荷分において、被告B、Cが、共謀して価格操作を行うことによって包囲網の威力を示し、私の財産と生命を脅迫したこと

3 2017年7・8月の既述の日において、被告B、C、Dが、共謀して価格操作を行うことによって包囲網の威力を示し、私の財産と生命を脅迫したこと

4 20160727出荷分等において、被告Aが原告の生産物を差別化することによって(準備作業)、共謀して上記2と3に協力したこと

5 被告Aが上記1から4の犯行を隠蔽したこと

令和1年5月20日

1 20160724から20160825の間、被告Bが、ズッキーニの価格を400円に固定し、包囲網の威力を示したこと(経過①、甲1)

訴状に既述したAからDの観点や、不法行為2と3の価格現象から見て、総合的蓋然性として原告の財産への害意と推定されます。

価格操作は無条件に公序良俗に反し違法であり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

なお、400円という価格は、過去の価格推移から見てかなり安目ですから実損も有ります。かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには500万円(0+500+0+0)を要するところ、今回はそのうち2万円を請求します。

2 20160727出荷分において、被告B、Cが、共謀して価格操作によって包囲網の威力を示し、私の財産と生命を脅迫したこと(経過②、③、甲2)

これは訴状に既述した通り、蓋然性として、農協が共謀して、原告の生産物を差別化することによってこの準備作業に協力したと推定されます。

この差別化が、直接的に原告の財産と生命への無言の脅迫の害意を示唆しています。

このように原告の生活破壊を目的とする価格操作は公序良俗に反し、当然に違法であり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには1,250万円(0+500+750+0)を要するところ、今回はそのうち2万円を請求します。

(説明)

この時点では色に対するクレームはまだ存在しませんから、不審な一物二価です。

この価格水準(200円ないし300円)ですら、生活苦に陥ることは避けられませんから、直接的には財産への害意ですが、ひいては生命への害意ともみなせます。

3 2017年7・8月の既述の日において、被告B、C、Dが、共謀して価格操作を行うことによって包囲網の威力を示し、私の財産と生命を脅迫したこと(経過⑥、⑦、甲3)

これは訴状に既述した通り、蓋然性として、農協が共謀して、色に対するクレームを無条件に受け入れ、原告の生産物を差別化することによって、準備に協力したと推定されます。

この差別化が、直接的に原告の財産と生命への無言の脅迫の害意を示唆しています。

このように原告の生活破壊を目的とする価格操作は公序良俗に反し、当然に違法であり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには3,250万円(500+500+750+1500)を要するところ、今回はそのうち2万円を請求します。

(説明)

既述の通り、このような殺人的価格水準では、何もしないほうがましであり、生活苦に陥ることは必然ですから、直接的には財産への害意ですが、生命への害意ともみなせます。

4 20160727出荷分等において、被告Aが原告の生産物を差別化することによって(準備作

令和 1 年 5 月 20 日

業)、共謀して上記 2 と 3 に協力し、包囲網の威力を示し、私の財産と生命を脅迫したこと(経過②、③、甲 2)

20160727 については訴状に既述した通り、この時点ではまだ色のクレームは出ておらず、農協という機関の性質上、生産者を区別する必要が無いことから、説明が付かない極めて不審な行動であり、農協と他の被告らとの共謀と推定されます。

2017 年 7・8 月の既述の各日については、シティからの色に対するクレームを無条件に容認し一般化して他の市場にも適用している点から、他の被告らとの共謀が推定されます。

差別化の実行犯は農協であり、原告の財産と生命への無言の脅迫の害意を示唆しています。特筆すべきは、20190510 13:07(甲 6)のトミザワ所長の、価格に文句を言うならもう出荷を受けない旨の問答無用の暴言であり、職権濫用による差別と脅迫と隠蔽の意図を如実に示しております。

このように原告の生活破壊を目的とする価格操作とその準備は公序良俗に反し、当然に違法であり、これによって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 500 万円(500+0+0+0)を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

(説明)

要するに、農協が差別化によって積極的に価格操作に加担したということです。

それは既述の通り、①20160727 分の不審な出荷の仕方のみならず、②シティからの色に対するクレームを無条件に容認している点や、③トミザワの「なら、とことんりますか?」との発言や、④トミザワの「値段のことで、何だかんだ、またあれするようじや、俺はあ受けねえすよ」との発言、などから総合的に推測されます。

5 被告 A が上記 1 から 4 の犯行を隠蔽したこと(経過全体、甲 4、6、7 ほか)

農協は、私の訴えから原告の生活破壊を目的とする価格操作や、何らかの威力の意図の存在が容易に知りえ、また強く疑うべき状況だったのに、また、その危険を除去する権限が法定されていて、かつ危険回避に必要な権限を容易に行使できたのに、これを根拠無く否定し、権限行使せず、被害を放置し、関与者らを隠避し、犯行を隠蔽しました。

また、被告 B から D らの各責任者の身元の開示を求めたのに、個人情報を理由に不当に拒否しました(甲 6、甲 7)。

このように原告の生活破壊を目的とする価格操作とその準備は公序良俗に反し、当然に違法であるのに、農協の隠蔽によって原告は著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被りました。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには 500 万円(500+0+0+0)を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

(説明)

これについては記録が多数有りますので、必要なら追加提出します。

被告 A の不法行為 4 と 5 について、甲 6 号反証書より引用

反 P1 中(私)まあ、その、でも、それぞれあの、市場に元請的なこう、責任者みたいな方は

令和1年5月20日

居らっしゃるわけですよね？ 名前お互い知ってる、

反P1下(私) そうゆう、まあ、今年の話ではないんですけども、そうゆう方々の名前をちょっと、教えていただければと思うんですけど？

反P2中(トミザワ) だけど、また、あれですよ、値段のことで、何だかんだ、またあれする ようじや、俺はあ受けねえすよ、実際のこと言つて。他で売つて貰つて下さい。 そんなんで、また、こんなやつ、やるんじや、俺とても受けられませんので。(説明) ★★★★★抗議を無視 無根 威力 これはトミザワがこれまでに何度も繰り返して来た理不尽な発言であり、 一般論として生産農家が大量出荷する方法は農協ルートに限られる事から、その唯一の途を根拠無く閉ざそうとするものであり、職権濫用による差別的取扱と威力の意図を示唆しているのも自明であり、生命と財産に対する脅迫に当ると思います。 (私) トミザワさん、私、当たり前のことを言ってるんですよ？

反P4上(トミザワ) 個人名つづうわけに行がねえんすよ、やっぱし。 と、東京青果さん、東京シティ青果さん、を相手にするしきしようがないんですね？ 市場のほうは。(説明) ★★★抗議を無視 無根 結局期限までに返事は有りませんでした。 価格操作を否定する根拠が無い以上は、その被害者に開示しない正当性は無く、説明責任の放棄であり告訴妨害です。 (私) いやいや、でも名刺交換ぐらいなさってるわけでしょ？ 名前をご存知なのに、教えていただけないという事実が残ります。まあはつきり言って、一箱50円とかゆう値段は完全に殺人的な値段ですかね？ もう破壊的な、明らかにもう破壊レベル、生活破壊の意図はもう明らかなわけですよ？ 50円どころかまあ、200円以下だって生活はできないんですが、もう完全にあの、お前を殺すよ、という値段をずっと続けていただいたと。

被告Aの不法行為4と5について、甲7号反証書より引用

反P2下(私) 当事者が開示を求めてるのに、それをあの、拒否する正当性が有りますか？

(イシクラ) いや、うちのほうはだけど、そこは開示はしません。この電話ではお答えはできません。(説明) ★★★★抗議を無視 無根 理由を示しておりません (私) だからその、できないとゆうのは正当行為を前提にした話ですよね？ 正当行為じゃないと主張しているのに、開示しない正当性が有りますか？ と申し上げてる。

(イシクラ) それはそちらの意見であって、こちらはこちらの考え方が有りましてですね、

反P2下(私) いやいや、私は当事者なんです？ 私の当事者適格を無視してますよね？

(イシクラ) いやだって、それはできませんよ、うちは、やっぱり、 (説明) ★★★★抗議を無視 無根 理由を示しておりません (私) だから、できないこと自体がおかしいつってるんです？ 不開示の例外だと言つてるんです？ 当り前にそれをわかるべきです、わからないのは故意の隠蔽です。

反P3上(私) 更にあの、この間うかがった時にトミザワさんはとんでもない暴言を吐きましたよ？ (イシクラ) ちょっとそこまではこちらでは把握してないんで、 (私) はい、いや、聞いといて下さい、聞いといて下さい、あの「価格に文句を言うんだったら、もう出荷してもらっちゃ困るよ」と「うちは受けないよ」と、そうおっしゃいましたよ？ いや、価格に文句を言うんだったらって、それはあの、正当業務行為であるとゆう前提であればそ

令和 1 年 5 月 20 日

ゆう理論も成り立ちますね。あのう、ええ、一括、包括委託の関係にあるんでしょうから。だけども、私は違法性を主張してるんです? 犯罪を主張してるのに対して、適法性の推定は効かないですよね? 当り前に。(イシクラ)だ、う、それはあれですよね? やっぱり違法性ってゆうのはその、ある程度、公の場で認められているんであれば別ですけど、今とりあえずイマイさんのほうからも、言われてるだけであって、うちはそのへんの認識とゆうものが有りませんから、(説明)★★★★★抗議を無視 無根 発言類型による威力 トミザワの発言は、根拠無く農協出荷の途を閉ざそうとするものであり、差別的取扱であるのはもちろんのこと、生命と財産に対する脅迫に当ることは自明です。また、私の思い込みに過ぎないとする根拠も示しておりません。不法行為である以上は使用者がその被害者に加害者を開示しない正当性はありません。 (私)いやいや、私は当たり前のことを言ってるんだから、別に裁判所でなくっても、一般人が当然に理解すべきことですよ? 貴方様が。

VII 時系列的事実経過の追加

⑨20190510 13:07(甲 6) 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)においてトミザワ所長は、私が訴訟目的と告知して被告 B、C、D の各責任者の開示を求めたのに、彼らによる脅迫目的の価格操作の蓋然性が極めて高く感じられる状況に在りながら、根拠無くこの要請を無視し、被害を放置し、彼らを隠避しました。

また、価格に文句を言うならもう出荷を受けない旨の暴言を根拠無く行いました。

⑩20190514 11:47(甲 7) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)への通話においてリスク管理室イシクラは、私が訴訟目的と告知してトミザワの氏名の開示を求めたのに、彼の関与による脅迫目的の価格操作や彼自身による不法行為の蓋然性が極めて高く感じられる状況に在りながら、根拠無くこれを無視し、使用者としての説明責任を放棄して被害を放置し、彼を隠避しました。

VIII 証拠の追加

甲 6 号、甲 7 号の各反証書を書証として追加し、証拠説明書を改訂します。

以上

令和元年 7 月 11 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

H準備書面(1)

本書は、第一回期日の弁論を踏まえた、論点の要約版です。

第 1 價格操作の定義

原告が呼ぶ価格操作とは、要するに自然価格(公正価格)ではない価格形成です。

本件では、公正価格より著しく低い価格での落札のことです。

価格操作は無条件に違法(公序違反)であり、価格操作には必ず何らかの動機が在ります。

被告らの答弁のように、わかりにくいけれどはないとありますが、念の為、記述します。

(説明)

既述の通り、農協は各市場(元請)とそれぞれ包括委託契約を結んであります。

各市場における「相対(アイタイ)」と呼ばれる価格決定方式についての農協の説明によりますと、まず、集荷所での積込後同日中に、農協が出荷予定先の市場に対して、出荷物の明細を FAX します。

当該市場の元請は、この FAX 明細を基に各中卸しと調整のうえ、商品毎に荷受人(応札者)を決めて待ちます。

この調整過程では、中卸し同士が競合することもままあるようです。

ですから実質的には日毎の入札と落札であり、カルテルや入札談合も有り得ると思います。なお、出荷用ダンボールには、生産者の個人氏名が印刷されています。

第 2 価格操作と独禁法との対応関係

掲げた不法行為に変更は無く、要するに、既述の日、既述の市場において、各被告が共謀して、不当な目的と不当な理由で、原告限りの価格操作を行ったことです。

しかしながら、価格操作という呼称では、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号) (以下、独禁法と通称します)には存在しませんので、以下の通り、独禁法の用語に合せて説明します。

なお、独禁法違反行為に対する賠償責任については、事業者の利益のためにする行為を行う従業員は事業者とみなすこと、無過失責任であることや、両罰規定であること、などが明記されています。

つまり、独禁法違反が認定されるだけで、本件不法行為は成立すると思われます。

また、市場価格というのは基本的な公序だと思いますので、万一、独禁法違反が認定されなくても、価格操作さえ認定されれば、不法行為は成立すると考えます。

本件は直接的には私限りの被害である点において、独禁法に馴染み難い面は在りますが、このような異常な安値がその後の同商品の価格形成に与える悪影響、つまり公正な価格形成を

歪める、言わば既判力的な間接的悪影響は、無視できないと思います。

グリーンツカはズッキーニの有力品種ですから、全国的には私以外にもかなりの出荷者が居るはずですし、ズッキーニ全体の価格への波及効果も無視できません。

独禁法との対応関係

第一に、東京シティのズッキーニの色に基く市場からの締出しが、独禁法第三条「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」違反です。

農協もこれに該当していると思います。

第二に、ぐんま県央青果や東京青果は、何の前触れも無く(理由を通知せずに)、東京シティに倣って著しい価格差を付け続けましたから、独禁法第二条の(9)項の「不公正な取引方法」のうち、六号の「イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。」に当たります。

なお、閉め出し前の東京シティはこちらにも該当します。

第三に、被告 B から D の価格操作は、独禁法第二条の(9)項の「不公正な取引方法」のうち、六号の「ロ 不当な対価をもつて取引すること。」に当たります。

独禁法より抜粋

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう。事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなす。

第3 価格操作の極めて高度の蓋然性

●第1に、統計的に極端な異常値(平均値からの著しい乖離)であること

つまり、統計的有意性が極めて高いこと(偶然では有り得ないこと)

著しい平均値群(母集団)からの乖離・偏り 分散や標準偏差や相関係数などか?

価格操作を判定する為の専用ツールが在ると思います。

過去の価格推移や同時期の実勢相場との比較検証 需給要因からの検証

●第2に、絶対的に社会的要因(下値抵抗線=生活防衛ライン)を無視していること

野菜に限らず何でもそうですが、通常は生活防衛ライン(ズッキーニなら 300~400 円)に下値抵抗線が在るはずなのに、本件ではそれを無視した価格(50 円等)になっています。

なぜ生活防衛ラインが下値抵抗線になるのかという点については、既述のように、社会権規約第 7 条の「同一労働同一報酬」のような考え方によ来するものだと思います。

つまり生活防衛ラインというのは、市場価格機能という純経済作用に対する社会的な阻害要因であり、おそらくは基本的人権によ来する、世界標準の基本的な公序だと思います。

●第3に、相対的に社会的要因を無視していること(極端な一物二価であること)

緑色が薄いだけで、形も味もほぼ同じズッキーニですから、既述の社会的要因が働くはずであり、普通は倍も差は付かないはずです。

それなのに本件では、他の生産者との比較において、常に 3 倍から 4 倍もの差が付いていますから、説明が付きません。

●第4に、それぞれの日の実勢価格とはもっと激しく乖離していたと推定されること

事実経過④のシティによる実勢価格表示の取り止めなどから覗われます。

この 4 つがまさに、当り前の蓋然性なのであり、価格操作の証左です。

第 4 落札者への尋問を申立てます

本件価格操作について、当該市場の落札者への尋問を申立てます。

会社の利益の為にした入札ですので、会社として行ったものとみなせますから、当事者尋問と考えます。

この尋問の為に、各被告は当該落札者の氏名と連絡先を開示して下さい。

第 5 被告の不当性 被告らは包囲網です

以下の記述は、他の事件と共通です。

反社会性(公序良俗違反(民法 90 条)や信義則違反(民法 1 条 2))と犯罪性

加害の目的は、包囲網の組織力によって、社会的妥当性の基準を歪め、つまり、公序良俗を偽装して犯罪を正当化し、それによって威力を示すことです。

本件においては、露骨な価格操作(公序違反による加害)を重ねておきながら、それを認めようとしたことです。

皆で同じ虚偽を言い張り続ければ、いつかは公序そのものが入れ代ってしまいます。

普通は不可能な話ですが、包囲網の強大な組織力によって、それが可能なのです。

言わば、社会全体で裸の王様を演じながら、赤信号を渡っているようなものです。

重要なのは、当り前のことを無視していることの犯罪性です。

有り得ないような、極めて稀有な行動の裏には、必ず動機が存在します。

言動の自明の無効性と、常にという常習性、更には、抗議も常に無視して来た点、のいずれも極めて稀有な選択であり、その三点を総合すれば、故意と断定できます。

そしてそのような対応は、通常であれば、いずれ破綻を来たすことも自明ですから、破綻しないような、何らかの特殊な前提を置いていることが必然的に推定されます。

その前提としては、関係機関による原告への門前払い、不公平な裁判、原告の殺害などが考えられますが、これまでの経緯から見て、包囲網の圧倒的な組織力によって公序を偽装して犯罪を正当化しようとしていることだけは間違いないと思います。

令和元年 7 月 16 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

H準備書面(2)

本書は、準備書面(1)で言葉足らずだった点の補足版です。

第 1 價格操作の極めて高度の蓋然性

以下のように要するに、落札価格がそもそも常態的に実勢価格よりも著しく低かったと推定され、更に、その落札価格が説明が付かないということです。

●第 1 に、統計的に極端な異常値(平均値からの著しい乖離)であること

つまり、統計的有意性が極めて高いこと(偶然では有り得ないこと)

著しい平均値群(母集団)からの乖離・偏り 分散や標準偏差や相関係数などか?

価格操作を判定する為の専用ツールが在ると思います。

●第 2 に、絶対的に社会的要因(下値抵抗線=生活防衛ライン)を無視していること

野菜に限らず何でもそうですが、通常は生活防衛ライン(ズッキーニなら 300~400 円)に下値抵抗線が在るはずなのに、本件ではそれを無視した価格(50 円等)になっています。

なぜ生活防衛ラインが下値抵抗線になるのかという点については、既述のように、社会権規約第 7 条の「同一労働同一報酬」のような考え方によ来するものだと思います。

つまり生活防衛ラインというのは、市場価格機能という純経済作用に対する社会的な阻害要因であり、おそらくは基本的人権によ来する、世界標準の基本的な公序だと思います。

●第 3 に、相対的に社会的要因を無視していること(極端な一物二価であること)

本件では、生産者間(市場間)で、しばしば何倍もの差が付いていますが、緑色が薄いだけで、形も味もほぼ同じズッキーニなのですから、既述の社会的要因が働くはずであり、普通は倍も差は付かないはずです。

●第 4 に、市場間の価格裁定が働いていないこと

例えばその場で築地・太田間で転がせば充分に利鞘が稼げるはずです。

●第 5 に、成約価格と実勢価格との著しい乖離が常態的に推定されること

例えば既述の通り 20160728 出荷分では、当地は 400 円だったのに、シティの H.P. の相場表では、1080 円と表示されており、その大きな乖離を農協に指摘したところ、まもなく同社が表示を取り止めたという経緯が常態的乖離とその隠蔽を示唆しています。

なお、現在のシティの H.P. の相場表では、ズッキーニの価格も表示されております。

また、本年 2019 年 7 月 12 日には(問題の 50 円と同時期)、1080 円と表示されていました。

原告はここ二年は出荷していませんから、原告を狙った価格操作であるとの証左です。

東京シティ青果は、この表示取止めと再開の経緯について説明して下さい。

●第 6 に、過去の価格水準との大幅な乖離が見られたこと

既述の通り、農協に置いて在る資料でざっと見たところ、私の出荷開始(ズッキーニとマコ

モダケは2014年、ナスは2017年)以前と以後では、およそ倍ほどの乖離が見られました。私の三作物とも同様だったことは、まさに私を狙った価格操作であることを示唆しています。また、私の経験では9月が最も安かったのに、過去の推移では、9月が平均的に最も価格が高かったことから、この乖離の幅は9月が最大と思われます。

●第7に、需給要因からは説明が付かないと思われること

ズッキーニは長野県と宮崎県だけで全国シェアの約6割を占めており、群馬県は3位ですが、シェアは1割弱です。宮崎県はハウス栽培が中心ですので、原告の当地と同じ露地栽培である長野県が比較検証の対象になります。

●第8に、差別する理由(色)に必然性が無いこと

既述の通り、三年目になってから言い出すのは、極めて不自然であり口実に過ぎません。青果三社は、理由の実在を立証して下さい。

第2 各被告は、検証に必要な価格データを開示して下さい

1 同じ時点での成約価格と実勢価格との乖離

まず、各市場の価格データが必要です。

価格データとは、Ⅱ該当市場での成約価格と、Ⅲ当該市場での実勢価格、の両方です。

Ⅲについては、東京シティ青果のように「相場表」と呼ぶ形でなくても、成約価格と異なる価格である場合は、全て開示願います。

農協は長野県物の成約価格のデータを、表の形で出して下さい。

①本件価格操作日についての検証(第1から第5)

20160724～20160825、2017年7月・8月の全営業日

2 違う時点(異年度同時期)での成約価格の乖離

既述の通り、ざっと見たところ、原告が出荷した年(2014から2017)と、原告が出荷していない年(2011から2013、2018、2019など)では、価格水準が倍ほども違っていました。特に9月は3倍程度の乖離が在ると思われます。

②年別比較による検証(第6)

なお、当地(露地栽培)でのズッキーニの出荷期間は、6月後半から10月終わりまでです。年度についてはマコモダケ(出荷時期は9月と10月)も同様であり、原告の実感通り、違う作物について同様の価格推移となっているのであれば、偶然ではないことを示唆します。

3 色の嗜好による価格差が実在することの検証

①各社には、色の嗜好の実在について、売れ行きに関する記録等、証拠は在りますか

②三社以外の市場にも、本件のような二重価格のデータが実在しますか

③農協は、これが口実ではないことを、包括委託者として、どのように確認しましたか

農協の出荷基準に謳われいない理由で特定生産者の分を市場から締出すことについて、農協として疑問は感じませんしたか

第3 農協の不法行為についての訂正

既述の不法行為の前提として、色に対するクレームや築地市場からの閉出しを無条件に受け

入れて来た点や、公取への共同提訴の二度の提案を断った点や、積込などの予備行為を通じて、常に一連の価格操作に協力している点から、その共犯とみなします。

つまり、利根沼田農協は、掲げた全不法行為において、青果各社による原告個人の財産と生命に対する脅迫の為の価格操作であることが、極めて強く感じられる状況に在りながら、それを認識せず、受託者としての責任も果さず、故意に一連の価格操作に協力しました。

以上

令和元年 8 月 13 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

H準備書面(3)

本書は、言葉足らずだった点の補足版です。

第 1 色の嗜好による価格差が虚偽であること

価格操作とは後述の通り、独禁法では「不当な対価をもつて取引すること」ですから、差別化の理由が虚偽であれば即、価格操作と言えると思います。

消費者が濃緑嗜好というのは本当のようですが、主に社会的要因から、程度問題としてこれほどの大差が付くことに合理性は無いということです。

①蓋然性の問題として、ある時を境にして突如、降って湧いたように、価格が五分の一(20170717 は 5.4 倍)とかの大差になりますか?

②なぜ三年目になって言い出したのですか? それ以前は無かったのですか?

各社には、色の嗜好の実在について、証拠(売れ行きに関する記録等)の提出を求めます。

③被告三社以外の市場にも、本件同様の価格差が実在しますか?

④色の違いだけで、これほど極端な価格差が付いた例が他の青果にも在りますか?

⑤グリーントスカよりもイエローのほうが高いのはなぜですか?(20170710 と 20170717)

⑥農協は、虚偽でないことをどのように確認しましたか?

農協の出荷基準に謳われていない理由で特定生産者の分を市場から締出すことについて、受託者として疑問は感じませんか?

第 2 価格操作の概要

私の全出荷とも「私の名前の入った箱には、常に公正価格よりも著しい安値で応札する」という、応札価格の方針についての価格カルテルないし入札談合であったと思われます。

具体的には、I 私分の落札価格、II 当地分の落札価格、III 公正(実勢)価格、の三者が、常に著しく乖離していたと推定されます。

例えば、I 50 円、II 300 円、III 1,000 円といった、常態的な二重の価格操作です。

なお価格は、ズッキーニ一箱(M サイズ 10 本、S サイズ 12 本、L サイズ 8 本)です。

既述の通り、2014 年の私の出荷開始以前の年は、ズッキーニは年平均 600 円から 700 円で推移しており、それが公正価格だと思われます。

I と II の乖離については、私の分がグリーントスカという品種であり、濃緑ではないので人気が薄いことを差別化の口実にしたものと思われます。

II と III の常態的乖離については、事実経過①の通り、20160728 には II 当地分が 400 円だったのに対し、III 東京シティ青果の H.P. の相場表では 1,080 円と表示されていたことや、それを指摘したとたんに表示を中止したことから覗われます。

産地の違いだけで倍以上の差が付くはずはありません。

なぜこのような二重の価格操作が必要かと言えば、一つには I と III の乖離を希薄化(目立たないように)する為と推定されます。

もう一つには、敢えて巻き添えの人々を生み出すことにより、彼らに逆恨みさせ私に迫害させようという狙いが有るものと思われます。

第3 価格操作の極めて高度の蓋然性

既述と重複する項目は記載を省略します。

●第1に、統計的に極端な異常値(平均値からの著しい乖離)であること

20170717 と 20170718 の一箱 50 円(M サイズなら 10 本)は、実質的なマイナス価格です。

箱代 53 円よりも安いので、出荷する意味の無い、殺意が溢れる、極めて稀有な価格です。

被告各社は他の作物を含め、過去にマイナス価格が付いた例が有るなら提示して下さい。

こんな価格を平然と受け入れ、しかも手数料を徴収している農協の受託責任を問います。

20170717 は、シティの 272 円という過去最低水準から、更に 5.4 倍も乖離しているのです。

第4 農協出荷の仕組(個別生産者と農協と各市場の元請との関係)

個別生産者と農協とは委託関係に在り、農協と各市場(元請)とは、包括委託契約に在ります。
(個別生産者と各市場(元請)との間には、直接的な法律関係は在りません)

包括委託とは、元請として落札に責任を持つ(返品しない)ということで、もし応札者が居なかつた場合は自らが落札するということだと思います。

したがって、元請は常に農協に対する落札者であるとみなせます。

その証拠に、農協の青果市況明細表では、常に元請の青果各社名が表示されており、中卸の名前が登場することはありません。

実際の落札者が誰なのか?、は告訴事実としては重要だと思いますし、元請には記録が在るはずですが、私が訊ねても答えるはずがありませんので、捜査によって確定願います。

なお、各市場とも「相対(アイタイ)」と呼ばれる価格決定方式であり、農協の説明によりますと、集荷所での積込後同日中に、農協が出荷予定先の市場に対して、出荷物の明細を FAX し、元請は、この FAX 明細を基に各中卸と調整のうえ、荷受人(落札者)を決めて待つ、とのことです。

この調整過程では、中卸同士が競合することもままあるようですので、落札と呼ぶか否かに係らず、実質的には日毎の入札と落札だと思います。

また、どの市場に出すかは農協・集荷所の判断(自由裁量)になります。

20170717 のように、市場を分けて出す場合もあり、更には一人の生産者の出荷分で市場を分けて出す場合もあり、それによって市場間で価格差が生じた場合、生産者間に不公平が生じないように、農協が都度、加重平均して計算し直しています。

なお、出荷用ダンボールには、個別生産者の氏名が印刷されています。

第5 被疑事実の行為者について

元請の氏名や本件価格操作の行為者(落札者)は、農協の隠蔽により、特定できません。

農協に元請の氏名を訊ねたのに不当に隠避した(甲 6)からであり、また、もし私が直接、青果各社に訊ねても答える筋合も無い(個別生産者と青果各社との法的関係は無い)し、更には、犯人側に訊ねても無駄だからです。

最終的に荷受するのは中卸なので、普通に考えれば、各中卸だと思います。

そもそも会社の利益の為にした落札のはずですから、会社が行った行為とみなせますし、独禁法上は両罰規定ですから、特定する必要はさしあたり無いように思われます。

第 6 独禁法と被疑事実

以下の行為者は既述の通り、被告各社とみなして記述しております。

1 独禁法第二条の(9)項の「不公正な取引方法」のうち、六号の「ロ 不当な対価をもつて取引すること。」違反 (価格操作)

同時に、「原告の名前の入った箱には常に公正価格よりも著しい安値で応札する」という、応札価格の方針についての事前合意の価格カルテルないし入札談合であったと思われます。

I 私分の落札価格、II 当地分の落札価格、III 公正(実勢)価格、の三者が常に著しく乖離していたと推定されます。

(1) 20160724～20160825 の毎出荷日、東京シティ青果は築地市場において、当地分のズッキーニを 400 円で落札し続けました(甲 1)。 I 400 円、II 400 円、III 不明(0728 は 1080 円)
(説明) 日毎に入札の前提条件は異なること、8 月後半は例年相場が激騰する時期であること、経験上二日間連続までしか無かったことから見て、市場機能として極めて異常です。

(2) 20170703～20170817 の以下の日

20170703 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地)437 円、III 不明

20170707 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地)566 円、III 不明

20170710 I 県央(高崎)150 円、★イエロー(他家)300 円、II シティ(築地)600 円、III 不明
(説明) 私の縁よりも他家の黄色のほうが倍も高いという支離滅裂な色の嗜好です。

20170714 I 東京(大田)100 円、II シティ(築地)322 円、III 不明

20170717 I 県央(高崎)100 円、★イエロー 200 円、東京(大田)50 円、II シティ(築地)272 円、III 不明 (説明) 既述の通り支離滅裂な色の嗜好です。

20170718 I 県央(高崎)50 円、II シティ(築地)201 円、III 不明

20170719 I 県央(高崎)100 円、II シティ(築地) 243 円、III 不明

20170723 I 県央(高崎)150 円、II シティ(築地)325 円、III 不明

20170731 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地)500 円、III 不明

20170801 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地)665 円、III 不明

20170803 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地)640 円、III 不明

20170811 I 県央(高崎)200 円、II シティ(築地)の 500 円、III 不明

20170817 I 県央(高崎)150 円、II シティ(築地)の 600 円、III 不明

2 独禁法第三条「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」違反

(1) 20170630 東京シティ青果は「グリーンツスカは濃緑ではなく緑色が薄いので、消費者の人気が無くて売れないので、今後は受けられない」と利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所トミザワ所長に通告しました。

同日 14 頃、トミザワ所長は、利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)において、それを私に通告しました。

(説明) これは価格差を付ける理由にはなっても、市場から排除する理由にはなりえないと 思いますが、農協はこれを鵜呑みにしました。

3 独禁法第二条の(9)項の「不公正な取引方法」のうち、六号の「イ 不当に他の事業者を差別的に取り扱うこと。」違反

(1) 20170703～20170817 の既述の被疑事実 1 の出荷日において、ぐんま県央青果(高崎)や東京青果(太田)は、東京シティ青果の模倣と思われる、著しい価格差を付け続けました。この二社からの色のクレームは受けておりませんから、シティとの共謀が強く推定されます。

(説明) 既述の通り、色への因縁は虚偽の疑いが極めて強いです。

第 7 各被告は、検証に必要な価格データを速やかに開示して下さい

まず、下記の年の各市場の価格データが必要です。

価格データとは、Ⅱ該当市場での成約価格と、Ⅲ当該市場での実勢価格、の両方です。

Ⅲについては、東京シティ青果のように「相場表」と呼ぶ形でなくても、Ⅱ当地の成約価格と異なる価格は、全て開示願います。

農協は、当地物と長野県物の成約価格のデータを出して下さい。

1 同じ時点での成約価格と実勢価格との乖離

2 違う時点(年度別)での成約価格の乖離

ズッキーニに限らず、私には激安にし、私が居ない時には戻す、ことを繰り返しています。既述の通り、ざっと見たところ、原告が出荷した年(2014 から 2017)と、原告が出荷していない年(2011 から 2013、2018、2019 など)では、価格水準が倍ほども違っていました。

特に 9 月は 3 倍程度の乖離が在ると思われます。

出荷年度についてはマコモダケ(9 月と 10 月)も同様であり、同様の価格推移です。

3 被告三社以外の他市場との比較 色の違いで同様の価格差が起きていなければ不審

第 8 ズッキーニの品種と色について

ズッキーニは長野県と宮崎県だけで全国シェアの約 6 割を占めており、群馬県は 3 位ですが、シェアは 1 割弱です。 宮崎県はハウス栽培が中心ですので、当地と同じ露地栽培である長野県物が比較検証の対象になります。

なお、当地でのズッキーニの出荷期間は、6 月後半から 10 月終わりまでです。

グリーンツスカ(サカタ交配)とは、ほのかに甘みがあるのが最大の特徴で、皮が薄くて肉質が柔らかく、ズッキーニの有力品種です。

他の主力品種と同様に、ブラックツスカやイエロートスカも在ります。

グリーントスカの色は、緑一色ではなく、濃緑の細かい網目模様になっていて、全体として見れば、いわゆるモスグリーンです。

逆にプレミアムが付いてもいっこうに不思議の無い、優秀な品種だと思います。

第9 道の駅での大量の売れ残りが不買運動を示唆しています(写真有)

20190719 現在、小売では 300 円台(農協出荷では M サイズ A 品 240 円前後)の状況で、私が一袋 100 円で各道の駅に出荷したナスが半数以上、大量に売れ残って返品されています。

相場の三分の一という超廉価なのに価格原理が働かないというのは、極めて不自然ですが、しかも、他の出荷者の 150 円とか 180 円のナスは売れ残っていないのです。

もちろん品質にも大差有りません。

更には、私の 100 円ナスの出荷は今年で三年目ですが、今まで売れたことはほとんどありませんから、これは名前パスによる不買運動の結果としか考えられません。

例えば、この 100 円ナスを全部買い占めて帰って、翌日知らん顔して農協に出荷し直せば、それだけで充分に利鞘が稼げますが、そうした価格裁定が働いていないことも不審です。

ですから、農協による引受拒否という事情を知った上での便乗と思われます。

包囲網によるこの不買運動の動機も、農協と同様、私の経済生活の破壊と思われます。

以上

令和元年 10 月 15 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

H準備書面(4)

被告らは、私の分と当地の他の生産者分とを同一市場には出荷していないことだけを捉えて、差別は無いと主張しているに過ぎず、極めて一面的で片手落ちです。

差別対価が問題である以上、検証の前提となる価格データを、被告側が開示しなければ、何も始まりません。

さしあたり、焦点を絞って、端的に、差別対価であることを、暴きたいと思います。

また、利根沼田農協には、元々の受託責任として、包括的な説明責任を求めます。

第 1 私の分に品質面の問題は在りません

出荷時に注意を受けた実績も、ほぼ皆無です。

また、私への不買運動も、10 年以上も前から続いているので(タクシー時代の顔パス)、出荷物の品質には人一倍注意しております。

このことはナスやマコモダケについても同様です。

私は、毎年、各圃場にふんだんに堆肥や石灰を投入して、土作りからレベルアップを実施している、極めて優良な生産者だと思います。

第 2 色への嗜好による価格差は虚偽

そもそも虚偽と思われますが、たとえ実在するとしても、程度問題として、これほどの大差が付くはずは無いので、私限りの差別であった疑いが極めて強い、ということです。

・全国に居る、グリーントスカの他の出荷者にも、同様の価格差が実在しましたか?

グリーントスカは、作付面積日本一という触れ込みだったと記憶しています。

したがって、出荷数量も出荷者数も、日本一多いと思われます。

そうだとすると、本件のような価格差が、今まででは存在しなかったことを示唆しています。

なぜなら、これほどの価格差が付くならば、手掛ける生産者が居なくなるはずです。

→ 全国のグリーントスカの出荷者の価格を、各地の農協に調べさせる

今まででは価格差が無い為に、特に意識して把握していないはずです(居ないのとは違う)。

→ 種苗会社(サカタ)にも裏を取り、農協の報告に偽りが無いか検証する

ズッキーニの種は、自家採取では駄目なので、買うしかありません。

種苗会社は、どこで、どれくらい、その品種の種が売れたか把握しているはずです。

なお、グリーントスカの種は、多少割安ですが、品種として古いからだと思います。

もし仮に、本件のような価格差が実在するなら、その種も、もっと格安になるはずです。

なお、私が 2015 年初頭に、別件でヒアリングしたところ、JA 小諸の取扱品種は、ゼルダ・

ネロ、ラベン、コンテ、パスクラ、グリーンストスカでした。

★シティは、3年目(2017)に色の因縁を付けた事情について、釈明願います。

なお、1年目は約600箱(3割)、2年目は約1,400箱(7割)のトスカを出荷しました。

それに売れ行きの問題は無かったのですか?

★県央青果は、イエローにグリーンストスカの倍の価格を付けたのはなぜですか?

20170710と20170717、辻棗の合わない色の嗜好です。

・色の嗜好による価格差について、ズッキーニ以外での実例を示して下さい。

第3 差別対価の検証

要するに、相対比較と出現確率の問題です。

I 物理的普遍性の検証

★県央青果と東京青果は、其々50円を付けた日について、釈明願います。

差別は無いというのなら、当地以外の分にも約50円が付かなければおかしいです。

被告三社以外の市場での価格を含む、当該日の全ズッキーニの価格を開示して下さい。

★シティは、相場表の表示を中止したことについて、釈明願います。

長野産と群馬産の価格差は、トレンドとして、どのくらいだと思いますか?

II 時間的普遍性の検証

★県央青果と東京青果は、其々50円を付けた前後の日について、釈明願います。

差別は無いというのなら、前後の日の分にも約50円が付かなければおかしいです。

被告三社以外の市場での価格を含む、当該日の全ズッキーニの価格を開示して下さい。

※データが改竄でないとの検証の為、農協の市況明細表に当るような、成約の資料や、その日の出荷総量がわかる資料も、当然に必要です。

★農協は、20160727出荷分の、恣意的な出荷について、釈明願います。

なにゆえ、私の分のMサイズ91箱(甲8)だけを、過不足無く、県央に出したのか?

偶然に箱数が一致する確率は1%以下です。

第4 包括的反論

1 被告らの主張は、全般的に、理由の無い否認であり、白痴化であり、擬制自白です。

原告が示した、極めて高度の蓋然性(相対比較と出現確率)を、根拠無く無視しています。

これは、信義則違反を超えて、もはや公序良俗違反であり、弁論主義の範囲を逸脱し、完全陳述義務や事案解明義務に違反した、訴訟の進行妨害であり、隠蔽の擬制自白です。

2 被告の主張は、二転三転しています

初めは、私の生産物は品質が悪いから、激安でもしかたがない、と口を揃えていました。

しかし私が、色への嗜好による価格差は虚偽だから、証拠を示せと追求すると、今度は、色も含めて、差別は一切していないと言い出しました。

では、最大で 5.4 倍もの価格差を、どう説明するつもりですか？

3 所定の箱や袋を使わなければ、農協出荷はできません

ズッキーニ(箱)もナス(箱と袋)も、当初にトミザワからはそのように聞いておりますし、勝手な箱を使う人も見かけたことがありません。

また、所定の箱には、生産者の氏名が必ず印刷されています。

ですから、ズッキーニについては、利根沼田農協の主張は虚偽だと思います。

一般論として、生産者氏名や農協名(責任の所在)の表示が無い物は、買い叩かれます。

但し例外として、マコモダケのようなマイナー作物には、所定の箱はありません(手書き)。

第 5 道の駅での不買運動の激化(甲 9、甲 10)

差別ないし排除の意図が、本件被告らと共に、包囲網を示唆しています。

第 6 事実経過欄への追加

利根沼田農協の主な不当性は、故意に差別ないし排除に協力したことですが、これについての蓋然性の強調の為、以下の四つの事実を追加します。

なおこれらは、前橋地裁 平成元年(ワ)第 412 号 慰謝料請求事件の不法行為です。

法的評価の記述は省略します。

1 私の出荷を不当に取引拒絶したこと

独禁法第三条「事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。」違反です。

⑨ 20190719 12:29(HII-甲 1) 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)においてトミザワ所長は、訴訟中を理由に、私のナス 32 袋の引受を拒否し、更に、抗議も無視しました。

⑩ 20190719 13:20(HII-甲 2) 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から同農協(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)への通話において同リスク管理室・イシクラは、前項の取引拒絶への抗議を無視しました。

(説明)

以下の通り、訴訟提起は取引拒絶の正当理由にはなり得ません。

①問題にしているのは差別対価であり、農協出荷の仕組ではないこと(論理の擦り替え)

②私に帰責性は無いこと

③組合員としての、私の出荷の既得権を無視し、侵害していること

④未確定の事実は、当たり前に、正当な理由には、なり得ないこと(論理法則違反)

重要なのは、尋常でない差別的対応であり、訴訟開始への報復と思われる点です。

不当な取引拒絶の違法性については、全職員が熟知しているはずです。

また、当地のような田舎では、生計(専業)規模の営農出荷においては、農協が、実質的に、地域的な独占機関であることは、農協自身が一番よく知っているはずです。

更には、抗議をも無視していることです。

なお、トミザワが前々から取引拒絶を示唆していたことは、甲 6 号反訳書の通りです。

2 農協再加入の申込を不当に拒絶したこと

⑪ 20190919 16:00 頃、被告みなかみ支店金融店舗(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 437)の窓口において、私が現金 1 万円を渡して準組合員の申込をしたのに、その後、同月末日付の不当な理由の書面(HII-甲 6)の郵送により、これを拒絶しました。

これは、私が訴訟を提起したことが、被告の定款第 19 条第 1 項第 6 号「法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき」に当るとしたものですが、あまりにも理不尽です。

(説明)

①法的な責任を超えていないし、不当な要求行為でもないこと

私は、二つの当該訴訟で、当り前の犯罪を訴えているだけであり、至って公正な論評です。犯罪は摘発され、処罰されるのが社会正義なのに、この言い草は、まさに居直り強盗です。

②まだ係属中なので、このように決め付ける根拠が無いこと

未確定の事実は、当り前に、正当な理由にはなり得ず、論理法則違反です。

③騙し討ちによる資格喪失の、地位回復の為の再加入であること

平成 28 年 2 月に約五万株を処分する前に、月夜野集荷所で、トミザワ所長に「出荷に必要な株数は何株か?」と訊ねたところ、「関係無い」と答え、「ではゼロでもいいのか?」と更に訊ねたところ、「かまわない」と答えたので、安心して全部解約した経緯が在ります。もしこれを否認するつもりなら、当時から取引拒絶を狙った騙し討ちとみなします。このように、農協には道義的責任が在ります。

④購買など、出荷事業以外の利用を妨害していること

3 定款の開示要請を無視したこと

⑫ 20191007 15:52、私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地 1)から被告訴訟代理人・高橋三兄弟法律事務所(群馬県高崎市八千代町二丁目 1 番 1 号)への通話において、福島翔也は、私が被告の定款の交付ないし開示を求めたのに、回答を約しながら、その後これを不当に無視しました。

(説明)

⑪の書面の根拠を求めていることや、受託者だった頃の説明責任の未決でもある、と申し添えたこと、組合員には交付している物なので、開示しない道理は無いこと、回答の約束を反故にしていること、はいざれも不当です。

以上

令和元年 11 月 13 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

H準備書面(5)

第 1 被告らの差別対価の動機は、包囲網としての社会的村八分です

私のことなど知らないというのは虚偽です。

行為が存在する以上は動機も存在するのであり、被告らの答弁は愚間に過ぎませんが、動機を理解しないことによる隠蔽も包囲網の常ですから、念の為に説明しておきます。

その為に、被害届 2018 と恣意性一覧表を証拠に追加します。

被害届 2018 には包囲網と被害の概要や経緯を記載しており、恣意性一覧表には各事件毎の事件性の焦点と想定確率を記載しております。

この二つの文書を俯瞰していただくことで、一貫性や相互関連性に基く蓋然性として、包囲網の実在を訴求しております。

恣意性一覧表に示した数字の通り、包囲網の実在を否定するのは不可能だと思います。

第 2 本件の価格データについては、原告には立証不可能です

一般個人に入手できるのは、直近の価格だけであり、極めて限定的です。

それに差別対価については、既述の、列挙した蓋然性だけで、充分な立証だと思います。

第 3 事案解明と、両当事者間の証拠力の格差是正、を裁判所に要請します

本件は民事訴訟ではありますが、実態は、被告らや捜査機関による組織的隠蔽、つまり犯罪であり、当り前に、当事者間に著しい証拠力の格差が在る、いわゆる現代型訴訟ですから、公平性の観点より、その格差是正を要請します。

また、国賠法上の賠償責任の基本的性格は使用者責任だと思いますので、民法上、使用者責任については使用者側に立証責任が在ることから、類推適用を求める。

更には、当り前に、事案解明責任を求める。

既述の通り、包囲網の組織力を以てすれば、今後どのように公序を偽装することも可能ですが、過去の記録の改竄や捏造は難しいと思いますので、統計的検証を是非お願いします。

以上

番号と分類	標目	媒体等	立証趣旨
甲1号書証	201608青果市況明 細表 4枚	コピー 20171011 農協が作成	立証すべき事実は、不法行為1 東京シティ青果が20160724～20160825に400円への価格固定操作を行ったことです。 7月分は未入手ですが、価格ですから否認することは無いと思います。
甲2号書証	2016/7/27青果市 況明細表	コピー 20170705 農協が作成	立証すべき事実は不法行為2のうち、「翌日20160728には、ぐんま県央では200円と300円、東京シティでは400円と、同じズッキニなのに倍近くの価格差が付きました」です。 なお、こちらは私が昭和村の農協のセンターに出向いて自分で入手した物です。
甲3号書証	2017年7月の集荷 所メモ・日別9枚	コピー 出荷日毎に 農協が作成	立証すべき事実は不法行為3 2017年7・8月の該当日において被告らが共謀して私の出荷分を別扱いし、それに対して不当に安い価格操作を行ったことです。 8月分4枚は未入手です。 青果市況明細表の提出を求めます。
甲4号書証	20170118利根沼田 農協宛「協力依頼」	コピー 20170118 原告が作成	立証すべき事実は不法行為1の説明のうち、「なお、これ以前にも予兆的な価格操作現象が有りました。」です。 私個人への経済的打撃を意図した価格操作を封じ、また摘発する為に、連名による公正取引委員会への諮問を農協に再度呼び掛けました。 四つの現象を指摘し、それが価格操作によるものであることを強調しました。 ①2016年8月に同じ価格が続いた件 ②サイズ間の価格差を利用したもの(他の二軒より私だけが比率の高いサイズの価格が最も安くなる現象) ③大量出荷日に限って価格がその前後より安くなる現象 ④2016/7/27は三重の意味で異常な日(この②と③と不法行為2が同時に起きている)
甲5号書証 (判例)	村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当る	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判抜粋</u> 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとしております。 本件も威力による無言の村八分の通告とみなせると思います。
甲6号書証 (反証書)	20190510 13:07 集荷所でのトミザワとの会話録音	コピー 20190519 原告が作成	立証すべきは不法行為5のうち、経過⑨の事実です。 私が訴訟目的と告知して被告B、C、Dの各責任者の開示を求めたのに、彼らによる脅迫目的の価格操作の蓋然性が極めて高く感じられる状況に在りながら、根拠無くこの要請を無視し、被害を放置し、彼らを隠避しました。 また、価格に文句を言うならもう出荷を受けない旨の暴言を根拠無く行いました。

甲7号書証 (反証書)	20190514 11:47 私の自宅から農協 イシクラへの通話 録音	コピー 20190519 原告が作成	立証すべきは不法行為 5 のうち、経過⑩の事実です。 通話において彼は、私が訴訟目的と告知してトミザワの氏名の開示を求めたのに、彼の関与による脅迫目的の価格操作や彼自身による不法行為の蓋然性が極めて高く感じられる状況に在りながら、根拠無くこれを無視し、使用者としての説明責任を放棄して被害を放置し、彼を隠避しました。
----------------	--	--------------------------	--

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲8号書証 (追加)	20160727出荷分の精算書	コピー 20191015 原告が作成	立証すべき事実は不法行為2のうち、 <u>甲2のぐんま県央への出荷分のMサイズ91箱が私であることです。</u> <u>農協という機関の性質上</u> 、各市場への出荷の段階では <u>個別生産者を識別する必要が無いこと</u> から、これは、説明の付かない不審な出し方であり、 <u>私への差別ないし排除の意図を極めて強く示唆</u> しています。
甲9号書証 (追加)	20190908沼田警察署への被害届	コピー 20190919 原告が作成	立証すべきは不法行為と、包囲網の不買運動と思われる、この価格現象との動機的関連性です。 <u>まるで村八分の晒し者です。</u> <u>一袋100円のナスは、市価の1/3近い超激安</u> なのに、ほぼそっくり売れ残ること自体が、極めて奇怪な価格現象です。 20190908 13:15頃、群馬県警沼田署みなかみ交番、塚越ら2名に届出・手交済です。 なお、品質面に全く問題は有りません。
甲10号書 証 (追加)	ナス売れ残り記録 表	コピー 20190919 原告が作成	立証すべきは前項の不買運動と思われる現象のうち、 <u>売れ残りのほとんどが私一人に集中</u> していることです。 8月末から、突如、売れ残りが激増し、連日、7割を超える返品率となった為、既存の全品を回収し、以後の出荷を断念しました。 他の出荷者(10名前後)の分はほとんど売れ残っておりません。 なお、私の売上シェアは、2割に満たないと思います。

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲11号書 証 (追加)	被害届2018	コピー 20191113 原告が作成	立証すべき直接的事実は在りません。 <u>各事件に共通の事項(包囲網の発祥や動機や不当性など)の概説書</u> です。 <u>恣意性一覧表と合せて総合していただくことで、その一貫性や相互関連性に基く蓋然性として、包囲網の組織力による公序の偽装による犯罪の正当化が進行していること、ひいては包囲網の実在、を訴求しております。</u>
甲12号書 証 (追加)	恣意性一覧表	コピー 20191113 原告が作成	立証すべき直接的事実は在りません。 <u>各事件(事象)毎の事件性の焦点とその見積り数字を記述しています。</u> <u>被害届2018と合せて総合していただくことで、その一貫性や相互関連性に基く蓋然性として、包囲網の組織力による公序の偽装による犯罪の正当化が進行していること、ひいては包囲網の実在、を訴求しております。</u>

利根沼田農業協同組合定款

平成 3年	1月	15日	制定
平成 4年	3月	1日	施行
平成 4年	1月	18日	改正
平成 5年	4月	21日	改正
平成 6年	4月	21日	改正
平成 7年	4月	21日	改正
平成 8年	4月	24日	改正
平成 10年	4月	23日	改正
平成 11年	4月	21日	改正
平成 12年	5月	18日	改正
平成 13年	5月	22日	改正
平成 14年	5月	30日	改正
平成 14年	1月	18日	改正
平成 16年	5月	26日	改正
平成 17年	5月	24日	改正
平成 18年	5月	27日	改正
平成 19年	5月	26日	改正
平成 20年	5月	24日	改正
平成 21年	5月	23日	改正
平成 21年	10月	15日	改正
平成 22年	5月	22日	改正
平成 25年	5月	26日	改正
平成 26年	5月	24日	改正
平成 27年	5月	28日	改正
平成 28年	5月	28日	改正
平成 29年	5月	27日	改正
平成 30年	5月	26日	改正
令和 元年	5月	25日	改正

目次

第1章 総則（第1条—第6条）
 第2章 事業（第7条—第11条）
 第3章 組合員（第12条—第21条）
 第4章 出資及び経費分担（第22条—第26条）
 第5章 役職員（第27条—第36条）
 第5章の2 会計監査人（第36条の2—第36条の7）
 第6章 総会（第37条—第49条）
 第6章の2 総代会（第49条の2—第49条の4）
 第7章 理事会（第50条—第54条）
 第8章 会計（第55条—第65条）
 第9章 雜則（第66条—第67条）

附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この組合は、地域の農業生産の振興を旨として、組合員の相互扶助の精神に基づき、協同して組合員の事業及び生活のために必要な事業を行い、もってその経済状態を改善し、かつ、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この組合は、利根沼田農業協同組合という。

（地区）

第3条 この組合の区域は、群馬県沼田市、群馬県利根郡片品村、群馬県利根郡川場村、群馬県利根郡みなかみ町、群馬県利根郡昭和村の区域とする。

（事務所）

第4条 この組合は、主たる事務所を沼田市に置き、従たる事務所を次の各地に置く。

1 沼田市

- 2 みなかみ町
- 3 昭和村
- 4 片品村

(公告の方法)

第5条 この組合の公告は、この組合の掲示場に掲示し、かつ、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法によってこれをする。

- ② 前項の規定にかかわらず、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第3条第1項の規定による公告は、電子公告により行う。
- ③ 第1項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

(組合員に対する通知又は催告)

第6条 この組合の組合員に対する通知又は催告は、組合員名簿に記載し、又は記録したその組合員の住所に、その組合員が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先をこの組合に通知したときは、その場所又は連絡先にあててこれをする。

- ② 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

第2章 事業

(事業)

第7条 この組合は、組合員のために次に掲げる事業を行う。

- 1 組合員のためにする農業の経営及び技術の向上に関する指導
- 2 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
- 3 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 4 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給
- 5 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置
- 6 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設
- 7 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理、農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け若しくは交換又は農業水利施設の設置若しくは管理
- 8 組合員の委託を受けて行う農地等の貸付けの方法による運用又は売渡しを目的とする信託の引受け
- 9 組合員の委託を受けて行う農業の経営の事業
- 10 この組合の地区内にある農地又は採草放牧地のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農地等を利用して行う農業の経営
- 10の2 農地利用集積円滑化団体として研修等事業を行う場合における農業の経営
- 11 この組合の地区内にある農業用施設のうち、地域農業の維持のために、担い手が不足し、又は担い手が不足すると見込まれる農業用施設を利用して行う農業の経営
- 11の2 この組合の地区内にある農業用施設を利用して研修等事業を行う場合における農業の経営
- 12 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
- 13 農村工業に関する施設
- 14 共済に関する施設
- 14の2 共栄火災海上保険株式会社の業務の代理又は事務の代行
- 15 老人の福祉に関する施設
- 16 農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行に関するものを除く。）
- 17 旅行に関する施設
- 18 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- 19 組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等（農地その他の土地で農業以外の目的に供されることが相当と認められるものをいう。以下同じ。）の売渡し若しくは貸付け（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）又は区画形質の変更の事業
- 20 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の借入れ及びその借入れに係る土地の貸付け（その借入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地の貸付け又は当該施設の売渡し若しくは貸付けを含む。）の事業
- 21 組合員からのその所有に係る転用相当農地等の買入れ及びその買入れに係る土地の売渡し又は貸付け（その買入れに係る土地の区画形質を変更して、又は住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は貸付けを含む。）の事業
- 22 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付け
- 23 手形の割引
- 24 内国為替取引
- 25 債務の保証
- 26 有価証券の貸付け
- 27 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもつてするものを

除く。) 又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

28 金銭債権(農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第1条に規定する証書をもって表示されるものを含む。)の取得又は譲渡(金銭債権のうち有価証券に該当するものについて、金融商品取引法第2条第8項第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる行為を行うことを含む。)

29 農林中央金庫その他信用事業規程に定める者の業務の代理

30 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い

31 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

32 振替業

33 両替

34 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第10条の定めるところにより、預金保険機構からの委託を受けて行う休眠預金等代替金の支払等に係る業務

35 農業研修・実習生受入れ事業

36 職業紹介事業

37 貨物運送取扱い事業

38 貨物・旅客自動車運送事業

39 前各号の事業に付帯する事業

② この組合は、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、次に掲げる事業を行う。

- 1 地方公共団体又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか若しくはその基本財産の額の過半を拠出している非営利法人に対する資金の貸付け
- 2 農村地域における産業基盤又は生活環境の整備のために必要な資金で、農業協同組合法施行令第4条に規定するものの貸付け(前号に掲げる者を除く。)
- 3 銀行その他の金融機関に対する資金の貸付け
- 4 国債等の売買その他の金融商品取引法第33条第2項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業(前項の規定により行う事業を除く。)

第8条 削除

(員外利用)

第9条 この組合は、組合員の利用に差し支えない限り、組合員以外の者に第7条第1項第1号から第38号までの事業(第18号の事業を除く。)及びこれらに附帯する事業並びに同条第2項の事業を利用させることができ。ただし、組合員以外の者の利用は、農業協同組合法(以下「法」という。)第10条第17項、第18項、第20項及び第22項に規定する範囲内とし、第7条第1項第2号、第23号、第25号及び第26号の事業の利用については、信用事業規程に定めるものに限るものとする。

② 前項の規定にかかわらず、第7条第1項第14号の2の事業の組合員以外の者の利用については、農林水産省令で定める範囲とする。

③ この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第7条第1項第12号の事業を利用させることができる。

(事業規程等)

第10条 第7条第1項第2号、第3号及び第23号から第34号までの事業並びにこれらに附帯する事業並びに第2項の事業の実施に当たっては、信用事業規程の定めるところによるものとする。

② 第7条第1項第7号の事業のうち農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)の実施に当たっては、農地利用集積円滑化事業規程の定めるところによるものとする。

③ 第7条第1項第8号の事業の実施に当たっては、農地信託規程の定めるところによるものとする。

④ 第7条第1項第9号の事業の実施に当たっては、農業経営受託規程の定めるところによるものとする。

⑤ 第7条第1項第14号の事業の実施に当たっては、共済規程の定めるところによるものとする。

⑥ 第7条第1項第19号から第21号までの事業の実施に当たっては、宅地等供給事業実施規程の定めるところによるものとする。

⑦ 第7条第1項第22号の事業の実施に当たっては、特定農地貸付規程の定めるところによるものとする。

(子会社)

第11条 この組合の事業を行う上で必要な場合には、子会社(法第11条の2第2項に規定する子会社をいう。以下同じ。)を設けることができる。

② 前項の場合において、組合は、子会社管理規程の定めるところに従い、その適切な運営管理に努めるものとする。

③ 前項の子会社管理規程は、理事会の決議を経てこれを定める。

第3章 組合員

(組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1 10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

2 1年のうち60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの

3 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超えるか、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1 この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用するが適當であると認められるもの

2 この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適當であると認められるもの

3 この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用するが適當であると認められるもの

4 この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合

5 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の事業を利用するが適當であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げる者を除く。）

6 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する前項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするもの、その他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の事業を利用するが適當であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げるものを除く。）

④ 前2項の規定にかかわらず、別表各項の1に該当する者は、この組合の組合員となることができない。

（農用地利用改善事業実施団体の構成員に係る組合員資格の特例）

第12条の2 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによつて利用権を設定したことにより前条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者であつて、同項第3号又は同条第3項第4号若しくは第5号に該当する組合員である農用地利用改善事業実施団体の構成員であるもののうち、当該利用権の設定前に又は設定後遅延なくこの組合に申出をし、理事会において次の各号に掲げる要件に該当する者である旨の確認を受けたものは、引き続きこの組合の正組合員とする。

1 その住所がこの組合の地区内にある者であること又はその住所が別に定める地区内にある者であつて、この組合の事業（農業に必要な事業に限る。）を利用するが適當であると認められるものであること。

2 利用権を設定した土地の全部又は一部がその者が構成員となっている農用地利用改善事業実施団体の農用地利用規程において定める農用地利用改善事業の実施区域（この組合の地区内に限る。）の地区内にあること。

3 第12条第2項各号に該当する正組合員と協同してその農業の生産能率を高め、経済状態を改善し、社会的地位の向上に貢献すると認められる者であること。

（加入）

第13条 この組合の組合員になろうとする者は、引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書を組合に提出しなければならない。この場合においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1 暴力団員等（別表第1項に規定する暴力団員等をいう。）及び別表第2項各号の1に該当しないことの表明並びに将来にわたっても該当しないことの確約

2 自ら又は第三者を利用して第19条第1項第3号から第8号までの1に該当する行為を行わないことの確約

② 前項の場合において、第12条第2項第3号及び同条第3項第4号から第6号までに該当する者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 定款又はこれに代わるべき書類

2 加入についての総会の議事録の抄本等当該団体の加入の意思を証する書面

3 代表者の氏名及び住所を記載した書面

③ この組合は、第1項の申込書を受け取った場合において、その加入を承諾しようとするときは、書面をもつてその旨を加入申込みをした者に通知し、出資の払込みをさせるとともに組合員名簿に記載し、又は記録するものとする。

④ 加入申込みをした者は、前項の規定による出資の払込みをすることによって組合員となる。

⑤ 組合員になろうとする者が、組合員たる資格を有するかどうか明らかではないときは、理事会においてこれを決定する。

⑥ 出資口数を増加しようとする組合員については、第1項及び第3項の規定を準用する。ただし、第1項各号の表明及び確約並びに第2項各号に掲げる書類の提出は、これを必要としない。

(資格変動の申出)

第14条 組合員は、前条の規定により提出した書類の記載事項に変更があったとき又は組合員たる資格を失い若しくはその資格に変動があったときは、直ちにその旨を書面でこの組合に届け出なければならない。

(持分の譲渡)

第15条 組合員は、この組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡す事ができない。

② 組合員でない者が、持分を譲り受けようとするときは、第13条第1項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3の出資の払込みをすることは必要とせず、同条第4項中「出資の払込み」とあるものは「通知」と読み替えるものとする。

(相続による加入)

第16条 組合員の相続人で、その組合員の死亡により、持分の払戻請求権の全部を取得した者が、相続終了後直ちにこの組合に加入の申込みをし、組合がこれを承諾したときは、その相続人は被相続人の持分を取得したものとみなす。ただし、相続開始後10ヶ月を経過しても相続が終了しない場合は、相続による加入手続きは適用しない。

② 前項の規定により加入の申込みをしようとするときは、当該持分の払戻請求権の全部を取得したことを証する書面を提出しなければならない。

(加入の承諾及び持分譲渡の承認の停止)

第17条 この組合は、前条の加入の場合を除き、総会の日の2週間前から総会の終了する時までの間は、加入の承諾及び持分譲渡をしないものとする。

(脱退)

第18条 組合員は、いつでも、その持分の全部を譲渡することによって脱退することができる。この場合において、その持分を譲り受ける者がないときは、当該組合員はこの組合に対しその持分を譲り受けるべきことを請求することができる。

② 前項の規定に基づく請求があったときは、組合はその請求の日から60日を経過した日以後に到来する事業年度末においてその持分を譲り受けるものとする。この場合、その譲受けの価格は、第20条第1項の規定に従って算定した払い戻すべき持分相当額とする。

③ この組合が前項の規定により組合員の持分を譲り受ける場合には、第15条の規定は適用しない。

④ この組合は、第2項の規定に基づき組合員の持分を取得したときは、速やかに当該持分を他の組合員又は新たにこの組合に加入しようとする者に譲渡するものとする。この場合において、当該持分の譲渡を受ける者がないときは、この組合が当該持分を譲り受けた日から起算して2年を経過する日の属する事業年度末において当該持分にかかる出資額を減ずることにより、当該持分を消却するものとする。

⑤ 第20条第2項の規定は、第2項の場合に準用する。

⑥ 組合員は、第1項の規定による持分全部の譲渡によるほか、次の事由によって脱退する。

1 組合員たる資格の喪失

2 死亡又は解散

3 除名

(除名)

第19条 組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を経てこれを除名することができる。この場合には、総会の日の10日前までにその組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

1 1年間この組合の事業を全く利用しないとき

2 第22条及び第23条の規定による出資の払込み及び第24条の規定による賦課金の納入その他この組合に対する義務の履行を怠ったとき

3 この組合の事業を妨げる行為をしたとき（第三者を利用したときを含む。以下本項各号において同じ）

4 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの組合の定款若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの組合の信用を失わせるような行為をしたとき

5 暴力的な要求行為をしたとき

6 法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき

7 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき

8 その他前各号に準ずる行為をしたとき

② 第13条第1項各号の表明又は確約に関する虚偽の申告をしたことが判明したとき。

③ 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその組合員に通知しなければならない。

(持分の払い戻し)

第20条 第18条第6項各号の規定により組合員が脱退した場合には、組合員のこの組合に対する出資額（その脱退した事業年度末時点の貸借対照表に計上された資産の総額から負債の総額を控除した額が出資の総額に満たないときは、当該出資額から当該満たない額を各組合員の出資額に応じて減算した額）を限度として持分を払い戻すものとする。

② 脱退した組合員が、この組合に対して払い込むべき債務を有するときは、前項の規定により払い戻すべき額と相殺するものとする。

(出資口数の減少)

第21条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他やむを得ない理由があるときは、理事会の承認を得てその出資の口数を減少することができる。

② 組合員が、その出資の口数を減少したときは、減少した口数に係る払込済出資金に対する持分額として前条第1項の例により算定した額を払い戻すものとする。

第4章 出資及び経費分担

(出資義務)

第22条 組合員は、出資1口以上を持たなければならない。ただし、3,000口を超えることができない。

(出資1口の金額及び払込方法)

第23条 出資1口金額は、金1,000円とし、全額一時払込みとする。

② 組合員は、前項の規定による出資の払込みについて、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

(経費の賦課)

第24条 この組合は、第7条第1項第1号、第6号、第7号（農業の目的に供するための土地の売渡し、貸付け又は交換の事業を除く。）及び第16号の事業並びにこれらの事業に附帯する事業に必要な経費に充てるために、組合員に経費を賦課することができる。

② 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもってこの組合に対抗することができない。

③ 第1項の賦課金の額、賦課方法、徴収時期及び徴収方法は、総会でこれを定める。

(賦課金の不変更)

第25条 この組合は、前条の賦課金について、組合員につきその賦課金額の算定の基準となった事項に変更があつても、既に賦課した金額は、これを変更しない。

(過怠金)

第26条 この組合は、組合員が出資払込み及び賦課金納付の義務をその期限までに履行しないときは、未払込金額又は未納金額につき年14.5パーセントの割合で、その期限の翌日から履行の日までの日数によって計算した金額を過怠金として徴収することができる。

第5章 役員

(役員の定数)

第27条 この組合に、役員として理事20人以上27人以内及び監事5人以上7人以内を置く。

② 理事のうち3人以上及び監事のうち1人以上は、常勤とする。

③ 理事のうち3人は、この組合の業務につき学識経験を有するものをもって充てることができる。

④ 前2項の理事及び監事は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

⑤ 監事のうち1人は、法第30条第14項に規定する者をもって充てるものとする。

⑥ 理事の定数の過半数は、この組合の第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。

⑦ 前項の規定の適用については、第12条の2の規定による正組合員である理事で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員である理事とみなす。

(役員の欠格事由)

第28条 次に掲げる者は、役員となることができない。

1 未成年者

2 法人

3 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

4 破産手続開始の決定を受け復権していない者

5 法第30条の4第1項第3号に定める者

6 法第30条の4第2項第2号に定める者

7 前2号に定める者以外の者にあって、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。

(役員の選任)

第29条 役員は、附属書役員選任規程の定めるところにより選任する。

(役員の改選請求)

第30条 正組合員は、正組合員の5分の1以上の連署をもって、その代表者から役員の改選を請求することができる。

② 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。ただし、法令、法

令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程若しくは宅地供給事業実施規程の違反を理由とする改選の請求は、この限りではない。

- ③ 第1項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出してなければならない。
- ④ 第1項の規定による請求があったときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。
- ⑤ 第3項の規定による書面の提出があったときは、理事は、総会の7日前までに、その請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。
- ⑥ 第1項の規定による請求につき第4項の総会において出席者の過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(代表理事)

第31条 組合を代表すべき理事は、理事会の決議により理事のうちから選任する。

(会長、組合長、専務及び常務理事)

第32条 理事のうち農業協同組合中央会又は農業協同組合連合会等の常勤役員となった者は、理事会の決議により会長に選任することができる。

- ② 理事のうち1人を組合長とし、理事会の決議により理事のうちから選任する。
- ③ 専務理事及び常務理事は、必要に応じ、理事会の決議により理事のうちから選任することができる。
- ④ 常務理事は、必要に応じ理事会の決議により、第27条第3項の理事のうちから選任することができる。
- ⑤ 組合長は、組合の業務を統括する。
- ⑥ 専務は、組合長を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑦ 常務理事は、組合長、専務を補佐してこの組合の業務を処理し、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、組合長・専務に事故あるときはその職務を代理する。
- ⑧ 組合長は、代表理事でなければならない。

(監事の職務)

第33条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- ② 監事は、いつでも理事及び参事その他の使用人に対し事業の報告を求め、又は組合の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ③ 理事は、組合に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、直ちに、その事実を監事に報告しなければならない。
- ④ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、子会社等（法第93条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又は子会社等の業務及び財産の状況を調査することができる。
- ⑤ 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
- ⑥ 監事は、前項の場合において、必要があると認めるときは、理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- ⑦ 第50条第4項の規定は、前項の請求した監事についてこれを準用する。
- ⑧ 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- ⑨ 監事は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する総会議案の内容を決定する。
- ⑩ 監事は、その職務を行うために必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。
- ⑪ 理事は、監事の選任に関する議案を総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。
- ⑫ 監事は、理事に対し、監事の選任を総会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を総会に提出することを請求することができる。
- ⑬ 監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類又は電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。
- ⑭ 監事は、理事が組合の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
- ⑮ 監査の実施その他監事に関する事項は、監事監査規程として監事がこれを作成し、理事会に報告するものとする。

(役員の責任)

第34条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会の決議を遵守し、この組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- ② 役員は、その職務上知り得た秘密を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。
- ③ 役員がその任務を怠ったときは、この組合に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
- ④ 役員がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

⑤ 次の各号に掲げる者が、その各号に定める行為をしたときも、前項と同様とする。ただし、その者がその行為をすることについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りでない。

1 理事 次に掲げる行為

イ 法第36条第1項又は第2項の規定により作成すべきものに記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

ロ 虚偽の登記

ハ 虚偽の公告

2 監事 監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項についての虚偽の記載又は記録

⑥ 役員が、前3項の規定により、この組合又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合において、他の役員もその損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(役員の任期)

第35条 役員の任期は、就任後3年以内に終了する最後の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。ただし、補欠選任並びに第30条及び法第95条第2項の規定による改選並びに法第96条の規定による決議の取消しによる選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

② 前項ただし書の規定による選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず、就任後3年以内に終了する最終の事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

③ 役員の数が、その定数を欠くこととなつた場合においては、任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。代表理事が欠けた場合についても同様とする。

(参考)

第36条 この組合に参考若干名を置くことができる。

② 参事は、理事会の決定により組合の名において行う権限を有する一切の業務を誠実に善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。

第5章の2 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条の2 この組合は、会計監査人を設置する。

(会計監査人の選任)

第36条の3 会計監査人は、総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第36条の4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の通常総会において別段の決議がされなかつたときは、当該通常総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の権限等)

第36条の5 会計監査人は、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案、注記表及びこれらの附属明細書を監査する。この場合において、会計監査人は、農林水産省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

② 会計監査人は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は理事及び参考その他の使用者に対し、会計に関する報告を求めることができる。

③ 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、子会社等に対して会計に関する報告を求め、又はこの組合若しくはその子会社等の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事に対する報告)

第36条の6 会計監査人は、その職務を行うに際して理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときには、遅滞なく、これを監事に報告しなければならない。

(会計監査人の報酬等の決定)

第36条の7 理事は、会計監査人の報酬等を定める場合には、監事の過半数の同意を得なければならない。

第6章 総会

(総会の招集)

第37条 組合長は、理事会の決議を経て、毎事業年度1回5月又は6月に通常総会を招集する。

② 組合長は、次の場合に理事会の決議を経て臨時総会を招集する。

1 理事会が必要と認めたとき

2 正組合員がその5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して招集を請求したとき

3 正組合員が、法第38条の規定により役員の改選を請求したとき

③ 理事会は、前項第2号又は第3号の請求があったときは、その請求があつた日から20日以内の日を会日として、総会を招集すべきことを決しなければならない。

④ 監事は、組合長若しくは組合長の職務を代理する者がないとき、又は第2項第2号若しくは第3号の請求があつた場合において組合長若しくは組合長の職務を代理する者が正当な理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、総会を招集する。

(総会の招集手続)

第38条 総会を招集する場合には、理事会の決議により、次に掲げる事項を定めなければならない。

1 総会の日時及び場所

2 総会の目的である事項があるときは、その事項

3 前2号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

② 総会を招集するには、組合長は、その総会の日の10日前までに、正組合員に対して書面をもつてその通知を発しなければならない。

③ 総会招集の通知に際しては、農林水産省令で定めるところにより、正組合員に対し、書面による議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類（以下「総会参考書類」という。）及び正組合員が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）を交付しなければならない。

④ 通常総会の招集の通知に際しては、正組合員に対し、法第36条第7項に規定する決算関係書類を提供しなければならない。

⑤ 第3項の総会参考書類に記載すべき事項又は第4項の決算関係書類に表示すべき事項にかかる情報のうち特定のものについては、農林水産省令で定めるところにより、書面による提供に代えて、インターネットを利用する方法で開示することにより、正組合員に対し提供することができる。

(総会の決議事項)

第39条 次に掲げる事項は、総会の決議を経なければならない。

1 定款の変更

2 規約、信用事業規程、共済規程、農地信託規程、宅地等供給事業実施規程、農業経営規程、農地利用集積円滑化事業規程、農業経営受託規程、特定農地貸付規程及び総会議事運営規程の設定、変更及び廃止

3 第7条第1項第18号の団体協約の締結

4 この組合の事業の運営に関する中長期計画の設定及び変更

5 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

6 理事及び監事の報酬

7 貸借対照表、損益計算書、剩余金処分案又は損失処理案、注記表及び事業報告

8 解散、合併、法第70条第1項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）及び新設分割

9 事業の全部又は重要な一部の譲渡、信用事業（第7条第1項第2号及び第3号の事業（これらに附帯する事業を含む。）並びに同条第2項各号の事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡、共済事業（第7条第1項第14号の事業（これに附帯する事業を含む。）をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲渡及び共済契約の包括移転

10 事業の全部又は重要な一部の譲受け、信用事業の全部又は一部の譲受け、共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること

11 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更

12 農業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、又は設立準備会の議事に同意すること

13 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫その他の団体への加入及びこれらの団体からの脱退

14 この組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は法人若しくは団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫及び農業信用基金協会を除く）に対して出資若しくは出資すること

15 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除

16 会計監査人の選任、解任（監事による解任を除く。）及び不再任

17 この組合の行う農業経営の内容に関すること

17の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること

18 組合員の除名

19 前各号に定めるもののほか、総会において必要と認めた事項

② 共済規程の変更のうち、農林水産省令で定める軽微な事項等に係るものについては、前項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

③ 法第37条の2第4項で準用する会社法第439条に定める要件に該当する場合は、第1項の規定にかかわらず、貸借対照表、損益計算書及び注記表については、総会の決議を経ることを要しない。この場合においては、組合長は総会にこれらの書類を提出し、その内容について報告しなければない。

④ 第1項第8号の合併のうち、合併によって消滅する組合（以下「消滅組合」という。）の正組合員の数が合併後存続する組合（以下「存続組合」という。）の正組合員数の5分の1を超えない場合であって、かつ、消滅組合の最終

貸借対照表の資産の額が存続組合の最終の貸借対照表の資産の額の5分の1を超えない場合における存続組合の合併は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

- ⑤ 第1項第8号の新設分割のうち、新設分割によって設立する組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割をする組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1を超えない場合における新設分割は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑥ 第1項第10号の信用事業の全部又は一部の譲受けのうち、その対価の額が最終の貸借対照表における純資産の額の5分の1を超えないときは、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑦ 前項の信用事業の全部又は一部の譲受けに伴って第1項第10号の共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転を行う場合は、第1項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。
- ⑧ 第1項第14号の株式の取得、出資又は出えんのうち、当該株式の取得、出資又は出えんの額が400万円以下である場合には、同項の規定にかかわらず、理事会においてこれを決する。

(総会の報告事項)

第40条 次に掲げる事項は、総会にこれを報告しなければならない。

- 1 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「信用事業再編強化法」という。）第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置の内容
- 2 信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める基本方針の内容
- 3 総会で決議した事項の処理状況
- 4 前各号に定めるもののほか、総会において必要と認めた事項

(総会の定足数)

第41条 総会は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合でなければ議事を開き決議することができない。この場合において、第47条の規定により、書面又は代理人をもって議決権を行う者は、これを出席者とみなす。

- ② 前項に規定する正組合員の出席がないときは、当該総会の日から20日以内の日を会日とする総会を再度招集しなければならない。この場合には、前項の規定にかかわらず、出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合には、議事を開き決議することができる。

(緊急議案)

第42条 総会では、第38条の規定によりあらかじめ通知した事項に限って決議するものとする。ただし、第39条第1項第9号から第14号まで、第16号及び第45条に規定する事項並びに役員の選任（第30条及び法第95条第2項の規定による改選を除く。）を除き、緊急を要する事項についてはこの限りでない。

(総会における役員の説明義務)

第43条 役員は、総会において、正組合員から特定の事項について説明を求められた場合には、その事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次の各号に定める場合にあっては、この限りでない。

- 1 正組合員が説明を求めた事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- 2 その説明をすることにより組合員の共同の利益を著しく害する場合
- 3 正組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（その正組合員が総会の日より相当の期間前に説明を求める事項をこの組合に対して通知した場合及びその事項について役員が説明をするために必要な調査が著しく容易である場合を除く。）
- 4 正組合員が説明を求めた事項について説明することによりこの組合及びその他の者（その正組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
- 5 正組合員がその総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- 6 前各号に掲げる場合のほか、正組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合

(総会の決議方法及び議長)

第44条 総会の議事は、出席した正組合員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 議長は、総会において総会に出席した正組合員の中から正組合員がこれを選任する。
- ③ 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(総会の特別決議事項)

第45条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。

- 1 定款の変更
- 2 解散、合併、包括承継及び新設分割
- 3 組合員の除名
- 4 事業の全部の譲渡、信用事業の全部の譲渡、共済事業の全部の譲渡及び共済契約の包括移転であって全部を移転するもの
- 5 法第35条の6第4項及び法第37条の3第2項の規定による責任の免除
- 6 この組合の行う農業経営の内容に関すること

6の2 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること

7 農業の経営を行う法人に係る株式の取得出資又は出えんであって、当該法人の議決権の過半を占めることとなるもの

8 共済契約に係る法第11条の52に規定する契約条件の変更

(特別決議に関する特例)

第45条の2 次に掲げる決議は、第41条及び第45条の規定にかかわらず、出席した組合員の議決権の3分の2以上に当たる多数を持って、仮にすることができる。

1 39条第1項第11号の決議又はこれとともに行なう第45条第1項第1号、第2号若しくは第4号に掲げる事項に係る決議

2 農水産業協同組合貯金保険法第83条第1項の管理を命ずる処分があつた場合における第45条第1号から4号までに掲げる事項に係る決議

② 前項の規定により仮にした決議（以下この条において「仮決議」という。）があつた場合には、組合員に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から1月以内に再度の総会を招集しなければならない。

③ 前項の総会において第1項に規定する多数をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

(総会の続行又は延期)

第46条 総会は、その決議によりこれを続行し、又は延期することができる。

② 前項の規定により続行され、又は延期された総会には、第38条の規定を適用しない。

(書面又は代理人による決議)

第47条 正組合員は、第38条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

② 前項の規定により書面をもつて議決権を行おうとする正組合員は、あらかじめ通知のあつた事項について、議決権行使書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総会の日時の直前の業務時間の終了時（理事会が別に定めたときはその日時）までにこの組合に提出しなければならない。

③ 第1項の規定により正組合員が議決権を行わせようとする代理人は、その組合員と同一世帯に属する成年者又はその他の正組合員でなければならない。

④ 代理人は、5人以上の組合員を代理することができない。

⑤ 代理人は、代理権を証する書面をこの組合に提出しなければならない。

(准組合員の意見の陳述)

第48条 准組合員は、総会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

(総会の議事録)

第49条 総会の議事については、議事録を作成し、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

1 開催の日時及び場所

2 議事の経過の要領及びその結果

3 出席した理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

4 議長の氏名

5 議事録を作成した理事の氏名

6 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第6章の2 総代会

(総代会)

第49条の2 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。

② 総代は、正組合員でなければならず、かつ、その半数以上は第12条第2項第1号又は第2号に該当する正組合員でなければならない。

③ 前項の規定の適用については、第12条の2の規定による正組合員である総代で、任期中に第12条第2項第1号又は第2号に該当しなくなった者は、その任期中は第12条第2項第1号又は第2号に該当する者とみなす。

④ 総代の定数は、565人とする。

⑤ 総代は、附属書総代選挙規程の定めるところにより、正組合員がこれを選挙する。

(総代の任期)

第49条の3 総代の任期は、3年とし、前任者の任期満了日の翌日から起算する。ただし、補欠選挙及び法第96条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

② 前項ただし書の規定による選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、同項ただし書の規定にかかわらず3年とし、就任の日から起算する。

(議決権等)

第49条の4 総代は、各々1個の議決権を有する。

② 総代会には、総会に関する規定を準用する。この場合において、第47条第3項中「その組合員と同一世帯に

属する成年者又はその他の正組合員」とあるのは「他の正組合員」と、同条第4項中「5人」とあるのは「2人」と読み替えるものとする。

- ③ 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙をすることができない。
- ④ 総代会において組合の解散、非出資組合への移行に関する定款の変更、合併、包括承継又は新設分割の決議があつたときは、理事は当該決議の日から10日以内に、正組合員に当該決議の内容を通知しなければならない。
- ⑤ 総代でない正組合員及び准組合員は、総代会において議長の許可を得て意見を述べることができる。

第7章 理事会

(理事会の招集者)

第50条 理事会は、組合長が招集する。

- ② 組合長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位に従い、他の理事が招集する。
- ③ 理事は、必要があると認めるときはいつでも、組合長に対し、会議の目的である事項を記載した書面を提出して、理事会の招集を請求することができる。
- ④ 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、その請求の日より2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられないときは、自ら理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第51条 理事会の招集は、その理事会の日の3日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発してしなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(理事会の決議事項)

第52条 次に掲げる事項は、理事会においてこれを決する。

- 1 業務を執行するための方針に関する事項
- 1の2 業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する事項
- 2 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- 3 役員の選任及び総代の選挙に関する事項
- 4 参事の任免に関する事項
- 5 職制規程に定める一定額以上の固定資産の取得又は処分に関する事項
- 6 職制規程の定める一定額以上のリース取引による固定資産の賃借に関する事項
- 7 借入金の最高限度
- 8 余裕金の運用の方針及び運用方法並びに余裕金運用規程の設定、変更及び廃止に関する事項
- 9 職制規程に定める一定額超の信用の供与等（法第11条の8第1項に規定する信用の供与等（第14号に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）の決定に関する事項
- 10 組合員に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員に対する貸付金の利率の最高限度
- 11 組合員以外の者1人に対する信用の供与等の最高限度額及び組合員以外の者に対する貸付金の利率の最高限度
- 12 同一人（当該同一人と特殊の関係のある者（法第11条の8第1項に規定する者をいう。）を含む。）に対する信用の供与等の最高限度額
- 13 不良債権（農業協同組合法施行規則204条第1項第1号ホ（2）に定める破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権並びにこれらに類する貸出金以外の債権をいう。）の処理の方針に関する事項
- 14 この組合の事業を行うために必要な株式の取得、出資又は出えん及び当該株式の処分、出資の全部又は一部の払い戻し（総会が決定する事項を除く。）
- 15 子会社管理規程の設定、変更及び廃止
- 16 第39条第2項に規定する共済規程の変更
- 17 行政庁に提出する業務報告書及び連結業務報告書
- 18 法第54条の3の規定に基づくこの組合の業務及び財産の状況に関する説明書類並びにこの組合及び子会社等につき連結して記載した業務及び財産の状況に関する説明書類
- 19 行政庁による検査及び監事による監査の結果に関する事項
- 20 信用事業再編強化法第3条の規定に基づく指導を受けた場合における当該指導に対する改善措置
- 21 第39条第4項の規定に該当する合併
- 22 第39条第5項の規定に該当する新設分割
- 23 第39条第6項の規定に該当する信用事業の全部又は一部の譲受け
- 24 第39条第7項の規定に該当する共済事業の全部又は一部の譲受け及び共済契約の包括移転につき移転先となること。
- 25 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項

② 理事は、前項第16号の共済規程の変更を決議したときは、その内容をこの組合の掲示場に掲示するほか、組合員に対する通知その他の方法により組合員に周知徹底するものとする。

③ 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1 自己又は第三者のためにこの組合と取引をしようとするとき。

2 この組合が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において組合と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

④ 理事は、前項各号の取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(理事会の報告事項)

第53条 組合長は、次に掲げる事項を定期的に理事会に報告しなければならない。

1 組合員の加入及び脱退の状況

2 取扱高その他この組合の事業の実施状況

3 余裕金の運用状況

4 内部統制（コンプライアンス・プログラムを含む。）及びリスク管理に係る取組状況

5 子会社の経営状況

6 理事会の決議事項の処理状況

7 内部監査の結果

8 信用事業再編強化法第5条の規定に基づく報告又は資料の提出に関する事項

9 前各号に定めるもののほか理事会において必要と認めた事項

(理事会の決議方法及び議長)

第54条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数でこれを決する。

② 前項の議事の特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

③ 前項の規定により議決に加わることができない理事の数は、第1項の理事の数にこれを算入しない。

④ 組合長は、理事会の議長となる。

⑤ 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印するものとする。

⑥ 前項の議事録を電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として電子署名を行うものとする。

⑦ 理事会の議事録には次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

1 開催の日時及び場所

2 議事の経過の要領及び結果（議案別の決議の結果については、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名を含む。）

3 理事会に出席した理事及び監事の氏名

4 理事会の議長の氏名

5 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項

第8章 会 計

(事業年度)

第55条 この組合の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(会計区分)

第56条 この組合は、信用事業に係る会計及び共済事業に係る会計をそれぞれ他の事業に係る会計と区分して経理するものとする。

② 第7条第1項第8号及び第9号の事業並びに第19号から第21号までの事業については、それぞれ他の事業と区分して経理するものとする。

(余裕金の運用)

第57条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。

1 農林中央金庫、銀行、信用金庫、労働金庫又は信用協同組合への預け金

2 国債証券、地方債証券、政府保証債券又は農林中央金庫その他の金融機関の発行する債券の取得

3 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に掲げる債権を除く。）の取得

4 信託会社又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（運用方法の特定したものを除く。）

5 証券投資信託（主務大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得

6 金銭債権（主務大臣の指定するものに限る。）の取得

7 短期社債等の取得

② この組合は、前項2号若しくは第3号に規定する債券又は同項第5号に規定する受益証券の信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託をすることができる。

③ この組合が第1項第3号から第7号までに掲げる方法により運用する余裕金の総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の100分の15に相当する金額を超えてはならない。

④ この組合が第1項第1号の規定により農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1を下ってはならない。

⑤ 前各項に定めるもののほか、この組合の余裕金の運用は、余裕金運用規程の定めるところによるものとする。

(剩余金の処分)

第58条 剰余金は、利益準備金、資本準備金、第61条の規定による繰越金、任意積立金、配当金及び次期繰越金としてこれを処分する。

(利益準備金)

第59条 この組合は、出資総額の2倍に相当する金額に達するまで、毎事業年度の剰余金（繰越損失金のある場合には、これにてん補した後の残額。第61条、第62条及び第63条第2項において同じ。）の5分の1に相当する金額以上の金額を利益準備金として積み立てるものとする。

(資本準備金)

第60条 減資差益及び合併差益は、資本準備金として積み立てなければならない。ただし、合併差益のうち合併により消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併直前において留保していた利益の額については資本準備金に繰入れないことができる。

(教育情報繰越金)

第61条 この組合は、第7条第1項第1号及び第15号の事業の費用に充てるため毎事業年度の剰余金の20分の1に相当する金額以上の金額を翌事業年度に繰り越すものとする。

(任意積立金)

第62条 この組合は、毎事業年度の剰余金から第59条の規定により利益準備金として積み立てる金額及び前条の規定により繰り越す金額を控除し、なお残余があるときは、任意積立金として積み立てることができる。

② 任意積立金は、損失金のてん補又はこの組合の事業の改善発達のための支出その他の総会の決議により定めた支出に充てるものとする。

(配当)

第63条 この組合の剰余金の処分に当たっては、経営の健全性の確保や事業の成長発展を図るための投資に資する内部留保を優先するものとし、組合員に対して剰余金の配当を行う場合には、次項から第5項までに定めるところによる。

② 組合員のこの組合の事業の利用分量に応じてする配当は、毎事業年度の剰余金の範囲内において当該事業年度において取り扱った物の数量、価額その他事業の分量を参照して組合員の事業の利用分量に応じてこれを計算する。

③ この組合の出資額に応じてする配当は、毎事業年度の終わりにおける組合員の払込済出資額に応じてこれを計算する。

④ 前2項の配当は、その事業年度の剰余金処分案の決議をする総会の日において組合員である者について行うものとする。

⑤ 配当金の計算上生じた1円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(配当金等の出資払込みへの充当)

第64条 出資の払込みを終わらない組合員に対する払込済出資額に応じて配当する剰余金はその払込みに充てることができる。

(損失金の処理)

第65条 この組合は、事業年度末に損失金がある場合には、任意積立金、利益準備金、資本準備金及び再評価積立金の順に取り崩して、そのてん補に充てるものとする。

第9章 雜 則

(残余財産の分配)

第66条 この組合の解散のときにおける残余財産の分配の方法は、総会においてこれを定める。

② 持分を算定するにあたり、計算の基礎となる金額で1円未満のものは、これを切り捨てるものとする。

(規約)

第67条 次の事項は、定款で定めるものを除いて規約でこれを定める。

- 1 総会及び理事会に関する規定
- 2 業務の執行及び会計に関する規定
- 3 組合員に関する規定
- 4 役員に関する規定
- 5 職員に関する規定
- 6 前各号に定めるもののほか定款の実施に関する必要な規定

附 則

1. この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。

農地保有合理化事業に係る規定の変更は、第39条の規定の変更を除き、市町村から農地利用集積円滑化事業規程の承認を受けた日から効力を生じることとする。

2. 前項の規定にかかわらず、変更前の第39条第1項第13号、第40条第1項、第52条第1項第19号及び同項第20号については、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第10条

に基づく存続中央会の会員である間は、なお従前の例による。

3. 第1項の規定にかかわらず、会計監査人に関する規定については、平成31年3月1日以降最初に招集する通常総代会の日から適用し、同日までの間は、なお従前の例による。

別 表

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- ② 次の各号の1に該当する者
 - 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - 3 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - 5 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

470YS031120170705

青果市況明細表

J A コード 470

J A 名 J A利根沼田

1 ページ

2017/07/05 12:04:15 作 成

検索条件【出荷日 2016/07/27 ~ 2016/07/27 売立日

品名 34270 プール 集荷場 39 登録日 市場

検索条件【出荷日 2016/07/27 ~ 2016/07/27 売立日 品名 34270 プール 集荷場 39 登録日 市場

7月

2 月

トトロ (3月)			トトロ (3月)			トトロ (3月)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A 2L	1	900						
L	50	893						
M	40	738						
S	9	522						
B 2L	8	600						
L	19	931						
M	17	564						
S	3	600						
2S	1	500						
C L	21	566						
M	7	450						
S	9	450						
D L	5	400						
M	4	400						

7月

5月

ズッキーニ (県外)			ブルーベリー (県外)			きゅうり (県外)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	4	200	A2L	13	220	A M	1	1100
M	32	200	L	38	200	S	36	1400
S	5	200	M	81	200			
						B S	3	1000
						C	2	600

7月

68

7月

9

湖水 (県央)			ダーティー (県央)			茄子 (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AS	33	1530	AL	2		AL	80	130
			M	31		M	160	150
BS	2	1000	S	10				
C	4	600						

7月

10

7月

118

アーティー (シルバ)			ガラス (シルバ)			胡瓜 (銀)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	4	300	A2L	2	100	AM	1	1300
L	2	400	L	5	100	P	23	543
M	40	362	M	66	127			
S	8	300	S	2	160	BS	3	1100
						C	5	700

7月

12日

7月

13日

A2T		(シティ)						
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	2	1000						
M	4	1100						
S	2	800						
BL	3	800						
M	5	800						
2D	3	400						
3S	1	400						
CL	18	525						
M	5	600						
S	9	500						
DL	6	400						
M	3	300						

ブルーベリー(東一)			ズッキーン(ラティ)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	5	230	AM	5				
L	19	230	(1ID-)					
M	24	230						
S	12	200						

7月

18日

トマト (洋ナ) 胡瓜 (県央)								
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AM	1	500	AM	1	1000			
2S	1	300	S	33	1200			
3S	3	400						
BL	5	500	BP	2	800			
M	6	450						
S	3	350	C	6	400			
3S	1	300						
CL	18	375						
M	2	350						
S	11	250						
DL	6	260						
M	2	200						
10y7								
A	10	60						
(A)	10	50						

ズッキニ (県央)			茄子 (県一)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	2	50	AL	100	100			
L	12	50	M	500	120			
M	47	50	S	20	100			
S	1	50						
1ID-								
L	1	50						
M	5	50						

ズッキニ (洋ナ) 茄子 (洋ナ)								
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	9	100	AL	20	80			
L	23	250	M	230	109			
M	106	201	S	5	80			
S	21	264						
BM	3	100						
S	2	150						

						アーティ - ハーブ (県一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A2L	44	
						L	40	
						M	24	
						S	12	

7月

19日

トトト (シテイ)						ミントト (東京)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	500				A2L	28	100
M	4	450				L	40	120
S	1	400				M	45	140
2S	1	350				S	16	120
3S	3	333				2S	12	100
BL	3	400						
M	4	400						
S	2	350						
2S	1	300						
CL	13	273						
M	7	350						
S	10	300						
DL	8	300						
M	6	250						
A	10	30						
④	10	50						

ガロ子 (シテイ)			ズツチ-ニ (東京)			湖水 (東京)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	2	80	A2L	1	50	A S	34	1200
L	3	86.5	L	1	50	B S	3	900
M	272	109.6	M	13	100	C	8	500
S	16	80	S	1	50			

ガロ子 (東一)			ズツチ-ニ (シテイ)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	80	95	A2L	4	250			
M	400	115	L	14	250			
			M	21	243			
			S	23	217			
			BM	2	300			

						ブルーベリー (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A2L	28	174
						L	96	155
						M	28	174
						S	4	200

7月 20日

人2F (374)								
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A S	1	350						
2 S	2	250						
3 S	2	200						
B L	2	450						
M	3	500						
2 S	1	300						
C L	14	325						
M	6	300						
2 S	8	300						
D L	8	250						
M	9	250						
1847								
(A)	10	20						

ズッキーニ (駄糞)			ズッキーニ (374)			胡瓜 (駄糞)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A S L	1	100	A S L	6	216	A L	1	800
L	2	106	L	21	347	S	36	1200
M	12	200	M	80	282			
			S	8	300	B S	3	800
						C	5	400

茄子 (東一)			茄子 (374)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	80	90	A L	48	96			
M	500	115	M	201	110			
S	20	90	S	16	70			
			B L	10	60			
			M	11	70			
			S	5	50			

						ブルーベリー (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A S L	8	200
						L	88	157
						M	46	178
						S	14	200

7月

21日

トマト (ミニ)			胡瓜 (県央)			トマト (ミニ)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	400	A M	1	1000			
M	1	450	S	22	1200			
2P	2	400						
3P	2	300	B M	10	700			
			S	3	900			
B L	2	400	2P	1	700			
M	3	400						
S	2	400	C	8	400			
2P	1	300						
C L	1.5	300						
M	5	300						
S	13	300						
D L	10	250						
M	10	250						

ズイチニ (シティ)		ガラス (シティ)		フル-ベリー (ヨー)				
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	18	228	A2L	11	60	A2L	28	130
L	22	356	L	53	80	L	158	130
M	88	263	M	221	100	M	54	130
S	24	241	S	19		S	12	130
			B1	4	60			
			M	11	70			

7月 23日

A2T		(元)	S2T		(元)	S2T		(元)
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A1M	3	600	A2L	24	100			
S	4	550	L	24	120			
S	2	450	M	29	140			
S	5	450	S	9	100			
BL	2	600						
M	2	550						
CL	26	300						
M	8	300						
S	16	300						
DL	16	250						
M	7	250						
合計								
A	10	80						
A	20	70						

胡瓜 (県央)			ズッキーニ (県央)			茄子 (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	600	A 2L	1	100	A L	160	90
M	1	800	L	4	100	M	800	110
S	40	1100	M	19	150	S	40	80
BS	4	700						
C	12	400						

ブルーベリー (凍一)			ズイカーン (351)			茄子 (351)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A2L	12	150	A2L	10	185	A2L	3	60
L	198	150	L	17	258	L	109	80
M	156	120	M	105	325	M	387	100
S	18	120	S	17	350	S	1	70
						B L	10	50
						M	11	70
						S	2	50

7月 24日

規格		数量	単価	規格		数量	単価	規格		数量	単価
A	S	18	1100	A	2L	10	200	A	2L	3	60
					L	16	250		L	104	80
B	S	3	700	M	92	295		M	411	109	
					S	13	2x6		S	10	80
C		10	400					B	L	10	50
								M		12	60
								S		1	50
								2S		1	50

7月 26日

トト(シティ)			トトミニ(東京)			ブルーベリー(東京)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A M	2	700	A 3L	1	900	A 2L	12	130
S S	1	500	S L	56	70	L	136	130
S P	2	400	L	68	120	M	144	120
			M	66	140	S	20	110
B L	5	550	S	37	100			
M	2	550	S S	18	70			
C L	27	300						
M	13	300						
S	9	300						
D L	21	300						
M	8	300						

A (单)			B (单)			C (单)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A M	1	800	A L	160	100	A 2L	1	100
S	22	1000	M	800	120	L	4	100
			S	60	80	M	11	200
B S	4	600				S	1	100
C	12	350						

胡瓜 43(箱)			茄子 (3箱)			ズッキーニ (3箱)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
BL	6	500	AL	13.9	80	A2L	8	250
S	8	700	M	58.2	99	L	11	250
			S	11	80	M	45	282
			2P	3	60	S	13	261
			B2	1	60			

7月 27日

タカヒコ		(原)	茄子		(原)		トマト		(原)
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価	
A M	1	900	A L	100	100	A 2L	4	300	
S	10	1100	M	600	120	L	5	250	
			S	40	90	M	58	306	
B S	2	700				S	2	800	
C	6	400							

タマゴ 43 (県央)			茄子 (三行)			ズワイガニ (県央)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
BL	10	600	A2L	3	60	AL	1	100
M	2	700	L	77	80	M	8	200
S	3	800	M	403	99			
C	6	400	S	38	80			
			S	4	60			
			BL	5	50			
			M	17	93			

7月 28日

胡瓜 (県央)			ズツモーイ (シイイ)			茄子 (シイイ)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A S	13	1200	A 2L	5	300	A 2L	1	60
B S	3	800	L	6	150	L	36	80
C	7	500	M	56	296	M	266	99
			S	13	600	S	25	80
						S	2	60
						BM	1	60
						S	1	60

						ブルーベリー (東一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
						A 2L	18	120
						L	110	119
						M	88	148
						S	12	110

7月 30日

胡瓜 (県产)			ズッキーニ (洋产)			茄子 (洋产)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	200	A 2 L	6	275	A 2 L	3	60
S	14	1200	L	7	314	L	102	80
			M	72	302	M	517	99
B S	1	900	S	11	400			
C	6	500				B L	6	50
						M	15	60
						S	1	50

アカウカ (身) (本)			ブルーベリー (本)			規格			規格		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A	90	130	A2L	24	180						
			L	128	195						
			M	216	134						
			S	28	120						

7月 31日

トマト (ミニ)			ミニトマト (県央)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A L	1	600	A 2L	8	80			
M	1	600	L	18	120			
S	1	400	M	60	140			
			S	35	100			
BL	4	725	S	23	70			
M	8	700						
S	2	700						
CL	41	500						
M	12	500						
S	12	500						
DL	19	300						
M	7	300						

胡瓜 43 (県央)			ズッキーニ (県央)			茄子 (ミニ)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
BS	5	1000	AL	2	100	A 2L	1	60
S	6	800	M	4	200	L	68	80
						M	324	109
						BM	1	60

胡瓜 (県央)			ズッキーニ (ミニ)			茄子 (県一)		
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
AS	10	1300	A 2L	6	300	AL	140	100
			L	4	800	M	600	120
BS	3	900	M	12	500	S	60	100
			S	1	500			
C	6	500						

ブルーベリー (県一)			オオウバ (県央)					
規格	数量	単価	規格	数量	単価	規格	数量	単価
A 2L	23	130	A	180	120			
L	152	120						
M	156	110						
S	24	110						

20190510 13:07 利根沼田農業協同組合みなかみ集荷所(群馬県利根郡みなかみ町月夜野 425)でのトミザワ所長ら 4 人の会話録音の反訳書

(所員) こんちは、どうも、お世話になります、

(私) こんちは、お世話になります、ええと、今年の出荷のスケジュール表をいただけますか? 7月頃からナスをお世話になる予定なんで。

(トミザワ) ナス、あ、はい、わかりました、大丈夫です、はい、

(私) それでですね、ええ、ちょっと、ええ、確認にうかがったんですけども、

(所員) あ、どうぞ、座って下さい、

(私) 東一青果ってな、今、名前変ってますか?

(トミザワ) 東京、東京青果ですね、

(私) 東京青果?

(トミザワ) ええ、はい、そうです、東京、だから、東京青果なんんですけど、あの、呼び名がトウイチ、東京ですね、

(私) ああそうなんですか? 正式名は東京青果株式会社、

(トミザワ) ええ、東京青果ですね、はい、

(私) 場所は太田区東海?

(トミザワ) そうですね、太田区のあたりですね、はい、

(私) わかりました、その、各市場で、値段付ける人ってゆうのは、決まってないんですけどね? 仲卸しが日々変わる? な、仲卸しか?

(トミザワ) ええ、そうですね、

(私) セリ落す人が日々変わることですね? 可能性としては、

(トミザワ) ええ、そうですね、

(私) まあ、その、でも、それぞれあの、市場に元請的なこう、責任者みたいな方は居らっしゃるわけですよね? 名前お互い知ってる、

(トミザワ) あのう、う、うちの品物を売る、売ってる、例えば東一の職員てゆうのは居ますよ、はい、

(私) そうゆう、まあ、今年の話ではないんですけども、そうゆう方々の名前をちょっと、教えていただければと思うんですけど?

(トミザワ) 日々変わるつつうんか、変るんで、今年、まだちょっと聞いてねえんですけど、聞いときますよ。だ、誰がその、担当するんだがな、しょ、職員が。これがあの、東京の豊洲、今回新しくなった豊洲なんんですけど、イチゴが行ってるんですけど、ええ、これがその、担当ですね。

(私) タケダトモヒロさん?

(トミザワ) ええ、あ、はい、これがあのイチゴなんですけど、だからあの、今年の出荷の前なったら聞いときますんで。

(私) これがシティの人ってことですよね? タケダ、

(トミザワ) この人は、全然関係ねえから、覚えないで下さい、

(私) あ、そうなんですか?、

(トミザワ) だ、この人はイチ、あの、果実のほうなんで、はい。

(私) はあはあ、いや、あのう、

(トミザワ) 今年は誰が担当してくれるんだがな、あの、聞いときますんで、はい。

(私) ええ、あのう、これ、もう話すと長くなるんで、お見せしたほうがいいんでしょうが、ちょっと裁判所からあの、お訊ね貰ってまして、こんな感じなんですよ? あの、これ、あの、写し取って貰っても構わないんですが、

(所員) あ、お茶よければどうぞ、

(私) あ、いただきます、すいません、

(所員) あ、今度こちらに異動んなったタカハシオサムなんですけど、宜しくお願ひします。

(私) あ、そうですか。あの、ナス、ナスしか予定無いんですが、イマイユタカです。

(トミザワ)★ だけど、また、あれですよ、値段のことで、何だかんだ、またあれするようじや、俺、はあ受けねえですよ、実際のこと言って。他で売って貰って下さい。そんなんで、また、こんなやつ、やるんじや、俺とても受けられませんので。

(私) トミザワさん、私、当り前のことを言ってるんですよ?

(トミザワ) 当り前? いや、当り前じやねえですよ、

(私) 当り前のこと言って、そうゆう不当なお返事をされると、ますますあの、まあ、言わなくてもわかると思いますが? それが当たり前であるということを、今あの、審判していただいて、いただく予定なんで、

(所員) イマイさん、ちょっとコピーむこうの支店で取らして貰ってよろしいですかね?

(私) はい、どうぞ、だけどね、ズッキーニ一箱50円という値段が異常じやないはずないでしょ? そんなこと。別に言うまでもないでしょそんなの? それが価格操作じやなかつたら何ですか? それを世に問おうとしてるんです? はい。それを言うことがおかしい、お前を排除するってゆうんだったら、まさに今度は農協を訴えるしかないです。 それで、今の状態だとあの、個人、個人を訴えようとしてるんですが、その個人名さえわからないと送達ができないもんですから、そうなると今度、団体を訴えるしかなくなるんですよ? それでお訊ねに来たわけなんですか? 言い合ひはしたくないんですが、極めて理不尽なお返事を、今んとこされてますよ?

(トミザワ) 俺が値段付けてるわけでもないし、するんで。

(私) まあ、それはそうですよね、ええ。だから、値段のことに関しては市場参加者が共謀してんだろうと。正常な値段ではないとゆうことですね。

(トミザワ) まあ、個人のあれじやねえんで、そうゆう、対処する部署が在りますんで、はい、そちら、そこへ言って貰うしきしがねえね?

(私) まあ、結論から申し上げますと、警察もどこもそうなんですけども、個人情報だから教えられないとだけ言ってるんですよ。だけどそれには例外があるはずなんですね? あの、私が訴え、私の訴えを否定できる根拠が無い以上は、当事者と連絡させなきや、無条件に不当んなるわけなんですよ? それを、どこもまあ、個人情報、個人情報ってそれだけ言ってあの、逃げ回ってるのは極めて不当だと思うんですけど、その論理で行きますとあの、

まず私の自治権を侵害してるんですね？ 人権侵害なん、人格権の侵害なんです、私の訴えを無視してますんで。

(トミザワ) いや、あれですよね？ キクチ代理、リスク、リスク管理室にでも言って貰わなけ、するしきしがねえですよね？

(代理) これってちょっと、どうゆう話なのかわかんないんで、何とも言えないんですけど。

(私) そうですね、訴状そのものは、

(代理) いや、今、聞いたばっかで申し訳ないんですけど、何と答えていいんだか？ ちょっと判らない部分が有りますんで。

(私) あの、まあ、私の人権侵害とかゆう問題以前に、組織的隠蔽の疑いが掛かって来るんですね？ ということはあの、犯人蔵匿等という刑法の罪状が、罪名が有りますが、そちらの疑いが掛かって来るとゆうことなんですよ？

(トミザワ) ちょっと自分、頭が悪くって、あんまり難しいことは全然わかんねえんで、自分とすれば農協の一雇われ人でありますので。

(私) はい、

(トミザワ) ほいで他の人からもそうゆった仕事に対しての苦情は来ておりませんし、するんで、

(私) いや、それは関係無いですね？ 私個人を狙ったあの、価格操作だと思ってますんで、他の人は関係無いと思います。

(トミザワ) 他の人は、皆同じだと思うんで、

(私) そうゆう内容の訴状にはなってないですよ。私だけの分を、色に難癖を付けて別扱いして、徹底した低価格が突き付けられてますよね？ 事実として記録んな、残ってますけども？ それを問題にしてます。だから前から言ってます通り、か、市場価格を利用して威力を示そうなんて発想自体がナンセンスだと思うんですよ？ 市場価格ってゆうのはあの、はっきりき、あの、数字が残ってしまう世界ですからね？ そこで何か悪さしようとゆう発想自体がね、それはあの、通るはずがないと。公序違反、公序良俗違反であるとゆうことで訴えてますけど？

(トミザワ) うちは出て来た物を市場に送って、市場で売って貰う、その値段が正式な値段だと思って精算してますんで。じゃあ俺が、イマイさんのやつはこの値段ですよ、こっちの人はこの値段ですって、付けてるわけじゃないんで。農協とすればそうゆう値段を付けるあれができないんで、市場へ出して、市場のほうで評価して、なかお、仲卸しさんが買ってくれる、値段、付けた値段が、その値段ですので、

(私) ですから二重の価格操作をしてるわけですよね？ まあ、ズッキーニならズッキーニ、当地全体のズッキーニをあの、価格水準を下げておいて、更に私の分を別扱いして、更に二重の価格操作で下げてると。

(トミザワ) そこはわかりません、あの、ちょっと、

(私) 現象、あの、値段の動きとしてはそうなってます。ズッキーニだけじゃなくて、マコモもナスも同様にして来たようですね？ 今年はナスを出すんで、たぶんナスが、ろくな相場にならんだろうと予想されますね。まあそんなこと、先の話をしてもしょうがありません

が。要するにあの、名前あの、担当者名を教えてくださいとゆうことなんですが? 一応あの、月曜日に裁判所行く予定ですから、日曜一杯なら待ちます。お返事が無ければ、このまま代表者を相手ど、とした訴えに切り替えて進めます、はい。

(トミザワ) 個人名つつうわけに行がねえんすよ、やっぱし。と、東京青果さん、東京シティ青果さん、を相手にするしきしうがないんですね? 市場のほうは。

(私) いやいや、でも名刺交換ぐらいなさってるわけでしょ? 名前をご存知なのに、教えていただけないという事実が残ります。まあはつきり言って、一箱50円とかゆう値段は完全に殺人的な値段ですからね? もう破壊的な、明らかにもう破壊レベル、生活破壊の意図はもう明らかなわけですよ? 50円どころかまあ、200円以下だって生活はできないんですが、もう完全にあの、お前を殺すよ、という値段をずっと続けていただと。国連の自由権規約ってゆうのには、ああ、社会権規約か? ええ、同一労働同一賃金とゆう条文が有るんですよ。その趣旨から言えば、生産物で何倍もの価格差が出ること自体がもう、その条文に違反してます。同じ人間が同じ作物に対して、同じ時間をかけて作った物が、何倍も開きが在ったら、それはもう人権、人権を侵害してるとゆうことですね。あれ、コピーは?

(代理) あ、持って来ます、お渡しします、

(私) すいません、まあ、お聞き苦しい話で恐縮です。あの、もし答えられるんだったら日曜一杯までにお願いいたします。 どうもお邪魔しました。

以上

20190520 原告 今井豊

20190514 11:47 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158 番地1)から利根沼田農業協同組合(群馬県沼田市東原新町 1940 番地 1)リスク管理室イシクラへの通話録音の反証書

(イシクラ) お電話代りました、ええ、リスク管理室イシクラです、

(私) もしもし、あ、昨日お電話したイマイです、

(イシクラ) はい、あ、はい、お世話になります、

(私) お世話になります、

(イシクラ) ええとあの、昨日、ええと、トミザワ所長のお名前とからつてゆうことで連絡いただいた件なんんですけど、あの、うちのほうで検討したんですけど、ちょっとあの、ま、個人情報にも該当しますので、あの、イマイさんほうに回答することができないってゆうようなことになります、

(私) はあ? あの、まず個人情報云々に関しては、その例外に当る内容を私は主張しているわけなんんですけども?

(イシクラ) ううんと、何が例外に当るんですかね?

(私) や、犯罪を訴てるんですけど?

(イシクラ) 犯罪ですか? だけど、ちょっとうちのほうはそれ、犯罪を訴てるかどうかってゆうのはわかりませんので、イマイさんほうで、もしあれでしたらそのへんを、あの、確認していただいて、そこで、ま、裁判所のほうに連絡していただければと思うんですよね?

(私) ううん、まああの、主張の要点を申し上げますと、

(イシクラ) はい、あの、たぶん、ちょっとあの、集荷所のほうからも、裁判所から来たその、何てんですかね? 事務連絡ってゆう書類のほうをうちのほうにいただいておりまして、で、まあ、それを見させて貰ってるんですけど、たぶん慰謝料請求ってゆう形での、ま、訴えを起こしてるんかな? ってゆうふうに見取れるんですけど、で、そん中で、まああの、ちょっと最初のほうに書いて有るんですけど、ま、誰を訴えるかってゆうようなところで、たぶん、個人であればあの、集荷所の所長の個人名とか、その、住所とかが必要になるってゆうなことが書いて有るかと思うんですけど、もしこれを行うんであればその、個人を訴えるってゆうよりも、たぶん農協としての仕事でやってますんで、利根沼田農協を訴えるのが筋なんかなあ? なんてこれを見させて貰った時に思ったんですよね?

(私) いや、まあ、それでいいんだったら、そうさせていただきますけれども? 私もあの、今年も出荷するつもりなんで、農協自体を訴えたくはなかったんですよ。それはウメザワさんにも何度も言ってますけども?

(イシクラ) ええ、結局、個人を訴えるってゆうことは、うちは使用者として、その、出荷所の所長を、農協として、まあ、雇用契約結んでるんで、農協を訴えると同じことなるかと思うんですよ? はい、それなんで、それであればその、ね、一個人の職員でゆうよりも、農協自体ってゆう形になるんかなあ? なんて、ちょっとこっちでは個人的には感じていたんですけど。

(私) なるほど、要するにあの、ま、ええ、市場、価格操作が行われてますと、それは蓋然性として、当然に、皆さんを感じるべきですと、知性の問題として、はい。それがわからな

とゆうのがそもそも異常ですから犯罪ですと言ってるんです？隠蔽ですと言ってるんです？

(イシクラ) ま、それはあの、各個人の見解が有ると思いますんで、それはそうゆう場でしっかりと判断してもらえばいいかと思うんですよね？ なんで、ま、この件に関しては、ちょっとその個人的なものをお教えするってゆうことができませんので、

(私) その、できないとゆう論理がまた不当ですね？

(イシクラ) まあ、何をもって不当って言うんか、ちょっと私のほうも理解に苦しむ部分は有るんですけど？

(私) いやいや、私は不法行為をされてると認識してるから訴てるんです？ 少なくとも。

(イシクラ) なんで、それであればその、公の場でそれを争うべきで、この電話で、の場でどうこう言うものではないかと思うんですよね？

(私) ですからあの、何もやましいことが無いんであれば、少なくともお名前、名前を開示することに何の支障も無いでしょう？

(イシクラ) いや、それであるんでしたら、イマイサンのほうで個人的に調べていただくんが筋かと思うんですよ？

(私) どうやって？

(イシクラ) うちは訴えられる側になりますんで、

(私) どうやって調べるんですか？

(イシクラ) それ、あれじゃないんですか？ 専門家に頼むとか、そうゆうな形してもらうしかないんかなあなんて思うんですよ？

(私) 専門家とは？

(イシクラ) いや、弁護士なりってゆう形で、

(私) はあ、いや、それを開示しない正当性は無いでしょ？ 私は出荷者です、あの、利害関係者なんですよ？ 当事者なんですよ？ その不法行為の被害者、

(イシクラ) 違法性の話じゃないですか？

(私) 当事者が開示を求めてるのに、それをあの、拒否する正当性が有りますか？

(イシクラ) いや、うちのほうはだけど、そこは開示はしません。 この電話ではお答えはできません。

(私) だからその、できないとゆうのは正当行為を前提にした話ですよね？ 正当行為じゃないと主張しているのに、開示しない正当性が有りますか？ と申し上げてる。

(イシクラ) それはそちらの意見であって、こちらはこちらの考え方がありますですね、

(私) いや、意見ではなくて、当たり前のことですよ？ それが。それは当然、裁判所もそう判断せざるをえないでしょ？

(イシクラ) で、そうゆうところからの照会であるんでしたら、うちはお答えしますけど？

(私) いやいや、私は当事者なんですか？ 私の当事者適格を無視してますよね？

(イシクラ) いやだって、それはできませんよ、うちは、やっぱり、

(私) だから、できないこと自体がおかしいつつってるんです？ 不開示の例外だと言つてるんです？ 当り前にそれをわかるべきです、わからないのは故意の隠蔽です。

(イシクラ) いや、隠蔽とかってゆうことじやないかと思うんですけど?

(私) いやいや、当たり前のことを認めないのはそりや、公序違反ですかね? 違法の上を行く、公序違反ですよ? 公序良俗違反です? 当り前の蓋然性を、蓋然性じやないですね、これは。

(イシクラ) ああ、はい、うちとすれば回答は変りませんので、この電話でお教えすることはできません、

(私) 更にあの、この間うかがった時にトミザワさんはとんでもない暴言を吐きましたよ?

(イシクラ) ちょっとそこまではこちらでは把握してないんで、

(私) はい、いや、聞いといて下さい、聞いといて下さい、あの「価格に文句を言うんだつたら、もう出荷してもらっちゃ困るよ」と「うちは受けないよ」と、そうおっしゃいましたよ? いや、価格に文句を言うんだつたらって、それはあの、正当業務行為であるとゆう前提であればそうゆう理論も成り立ちますね。あのう、ええ、一括、包括委託の関係にあるんでしょうから。だけども、私は違法性を主張してるんです? 犯罪を主張してるのに対して、適法性の推定は効かないですよね? 当り前に。

(イシクラ) だ、う、それはあれですよね? やっぱり違法性ってゆうのはその、ある程度、公の場で認められているんであれば別ですけど、今とりあえずイマイさんのほうからも、言われてるだけであって、うちはそのへんの認識とゆうものが有りませんから、

(私) いやいや、私は当たり前のことを言ってるんだから、別に裁判所でなくっても、一般人が当然に理解すべきことですよ? 貴方様が。

(イシクラ) や、そうじやないかとは思うんですよね?

(私) いや、そうですよ、当たり前に犯罪性が極めて高いですよ?

(イシクラ) ううん、そこはちょっとうちのほうは確認はできないんですね? そうは思わない、

(私) できます、ああ、思わないこと自体が異常です、

(イシクラ) そうゆうんであればやはり双方あの、意見が食い違ってますんで、あの、公の場でそこを明らかにするってゆうんが方法なんじゃないんですかね?

(私) 少なくとも、トミザワさんがおっしゃったさっきの言葉は、あの、正当な根拠が無い以上、差別的取扱に当たりますよね? 明確に。その点どう、どう思われます? これから農協を相手に訴えるとして、もう既に、明確にあの、不法行為に当るであろう暴言が一つ出てるんですが?

(イシクラ) まあ、そのこの経過ってゆうのがはっきりわかんないんで、で、一方的な話ではうちでは判断できないんで、その回答についてはちょっとコメントはできないですよね?

(私) 一方的な話とは? 私はウメザワさんにもトミザワさんにも、散々書面を渡したうえで説明しますよ? 何度も。

(イシクラ) や、その、双方の話を聞いてからでなければ、こちらとしては判断できませんので、

(私) 録音もたくさん残ってますよ?

(イシクラ) はい、

(私) はい、私が申し上げるのは以上です。

(イシクラ) ああ、はい、

以上

470YS642720160803-00652

J A 3 - T. 470

J A 名 J A 利根沼田

〒3791303 群馬県利根郡みなかみ町上牧
3158-1

013-6341034 今井 豊 様

品名：ズッキーニ

青果販売代金精算書

私のMサイズ91箱だけが高崎へ)不審な出し方
残りと他の二家分は築地へ

2016/08/03 作 成

出荷期間 2016年07月27日 ~ 2016年07月27日
精算日 2016年08月02日

第一口座 013-1-***3495 29,615

精算金額合計 A	36,837
消費税額 B	2,947
合計金額 C (A+B)	39,784

控除合計 D	10,169
概算払控除 E	0

上記の通り精算いたしました。

利根沼田農業協同組合